

## 第三十四回

## 参議院社会労働委員会会議録第三十三号

(三七〇)

昭和三十五年五月十七日(火曜日)午前  
十一時二十分開会

委員の異動

五月十三日委員平井太郎君辞任につき、その補欠として徳永正利君を議長において指名した。  
五月十六日委員久保等君辞任につき、その補欠として大矢正君及び安田敏雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

加藤 武徳君

委員

高野 一夫君  
吉武 恵市君  
坂本 昭君  
藤田藤太郎君

鹿島 俊雄君  
勝俣 稔君  
紅露 みづ君  
佐藤 芳男君  
徳永 正利君  
山本 杉君  
大矢 正君  
安田 敏雄君  
村尾 重雄君  
竹中 恒夫君

國務大臣 厚生大臣 渡邊 良夫君  
通商産業大臣 池田 勇人君

○竹中恒夫君 薬事法の審議もいよいよ最終段階に入ってきたわけであります。従いまして、やや重複するくらいありまするが、総仕上げの意味で、

いま一応大臣なり局長にはつきりした御見解を承り、われわれも確認いたしましたが、いかがな

政府委員

厚生省医務局次長 黒木 利兒君

厚生省薬務局長 高田 浩運君

事務局側  
常任委員  
会専門員 増本 甲吉君

説明員  
厚生省保健局医療課長 館林 宣夫君

会議を開きます。

○委員長(加藤武徳君) ただいまから会議を開きます。

○薬事法案(内閣提出)

まず、委員の異動を報告いたします。

五月十三日付をもつて平井太郎君が辞任し、その補欠として徳永正利君が選任されました。また、五月十六日村

をもつて久保等君が辞任し、その補欠として江田三郎君が選任されました。

以上報告をいたします。

○委員長(加藤武徳君) 次は薬事法案

並びに薬剤師法案、両案を一括して議題といたします。御質疑のおありの方

は、順次御発言を願います。

○竹中恒夫君 薬事法の審議もいよいよ最終段階に入ってきたわけであります。従いまして、やや重複するくらいありまするが、総仕上げの意味で、

ありまするが、総仕上げの意味で、これに對する一つの見通しといふことは何か不安と申しますが、明確でな

いたい点が二、三ござりますので御質問

いたいたい。

総括的に今回の薬事法を通覽いたしました、あるいは薬剤師法を通覽いたしましたてはなはだ遺憾に思いますこと

は、すでに過去六ヵ年間いろいろと論議され、あるいは十二分に協議された結果出されました法案そのものを拝見いたしましたというと、何ら新鮮味もな

ければ、行政指導の点において積極的な指導理念も一向に現われておらな

い。もちろん法律でございますから表

現の仕方といふものは一つの規格と申

しまするか、ひな形があるわけで、そ

のひな形から、こういった表現の方法

は困難であろうと思いますが、通覽い

たしますといふと、どうも行政理念に

欠けるところがあるよう感じを私は

いたすのであります。もう少し積極的

にものを考へ、あるいはこうあるべき

だ、特に日進月歩の薬学の進歩に対し

ましては、近い将来を考えた上での繼

り込んだ法律でなければならぬと、か

ように考へるわけであります。同時に、まあいい面と申しますが、この

法律を見ましても私がもつともだと思

ました点は、やはり現実を直視してお

られまして、各種業態が分かれていますが、それぞれの既得権を尊重なさ

れまして、あるいは憲法にいう基本的

人権といふものを十分に認識なさっておられるといふ点は非常にわが意を得

たといふ感じを持つわけでありますが、これにあまり拘泥するといふことは

将來に對する一つの見通しといふことは

ありまするが、総仕上げの意味で、

これが不安と申しますが、明確でな

いような感じを持つわけであります。

その現われとして、まず第一に私がお

聞き申し上げたいことは適正配置の問

題でございます。本日いただきました

資料によりましてわかりますように、

相当多数の無医療局地区があるわけであります。千三百といふものがあ

ります。それではなはだ遺憾に思いますこと

は、ますます十二分に協議された結果出されました法案そのものを拝見いたしましたといふと、何ら新鮮味もな

ければ、行政指導の点において積極的

な指導理念も一向に現われておらな

い。もちろん法律でございますから表

現の仕方といふものは一つの規格と申

しまするか、ひな形があるわけで、そ

のひな形から、こういった表現の方法

は困難であろうと思いますが、通覽い

たしますといふと、どうも行政理念に

欠けるところがあるよう感じを私は

いたすのであります。もう少し積極的

にものを考へ、あるいはこうあるべき

だ、特に日進月歩の薬学の進歩に対し

ましては、近い将来を考えた上での繼

り込んだ法律でなければならぬと、か

のように考へるわけであります。同時に、まあいい面と申しますが、この

法律を見ましても私がもつともだと思

ました点は、やはり現実を直視してお

られまして、各種業態が分かれていますが、それぞれの既得権を尊重なさ

れまして、あるいは憲法にいう基本的

人権といふものを十分に認識なさってお

られるといふ点は非常にわが意を得

たといふ感じを持つわけでありますが、これにあまり拘泥するといふことは

将來に對する一つの見通しといふことは

ありまするが、総仕上げの意味で、

これが不安と申しますが、明確でな

いような感じを持つわけであります。

その現われとして、まず第一に私がお

聞き申し上げたいことは適正配置の問

題でございます。本日いただきました

資料によりましてわかりますように、

相当多数の無医療局地区があるわけであります。千三百といふものがあ

ります。それではなはだ遺憾に思いますこと

は、ますます十二分に協議された結果出されました法案そのものを拝見いたしましたといふと、何ら新鮮味もな

ければ、行政指導の点において積極的

な指導理念も一向に現われておらな

い。もちろん法律でございますから表

現の仕方といふものは一つの規格と申

しまするか、ひな形があるわけで、そ

のひな形から、こういった表現の方法

は困難であろうと思いますが、通覽い

たしますといふと、どうも行政理念に

欠けるところがあるよう感じを私は

いたすのであります。もう少し積極的

にものを考へ、あるいはこうあるべき

だ、特に日進月歩の薬学の進歩に対し

ましては、近い将来を考えた上での繼

り込んだ法律でなければならぬと、か

のように考へるわけであります。同時に、まあいい面と申しますが、この

法律を見ましても私がもつともだと思

ました点は、やはり現実を直視してお

られまして、各種業態が分かれていますが、それぞれの既得権を尊重なさ

れまして、あるいは憲法にいう基本的

人権といふものを十分に認識なさってお

られるといふ点は非常にわが意を得

たといふ感じを持つわけでありますが、これにあまり拘泥するといふことは

将來に對する一つの見通しといふことは

ありまするが、総仕上げの意味で、

これが不安と申しますが、明確でな

いような感じを持つわけであります。

その現われとして、まず第一に私がお

聞き申し上げたいことは適正配置の問

題でございます。本日いただきました

資料によりましてわかりますように、

相当多数の無医療局地区があるわけであります。千三百といふものがあ

ります。それではなはだ遺憾に思いますこと

は、ますます十二分に協議された結果出されました法案そのものを拝見いたしましたといふと、何ら新鮮味もな

ければ、行政指導の点において積極的

な指導理念も一向に現われておらな

い。もちろん法律でございますから表

現の仕方といふものは一つの規格と申

しまするか、ひな形があるわけで、そ

のひな形から、こういった表現の方法

は困難であろうと思いますが、通覽い

たしますといふと、どうも行政理念に

欠けるところがあるよう感じを私は

いたすのであります。もう少し積極的

にものを考へ、あるいはこうあるべき

だ、特に日進月歩の薬学の進歩に対し

ましては、近い将来を考えた上での繼

り込んだ法律でなければならぬと、か

のように考へるわけであります。同時に、まあいい面と申しますが、この

法律を見ましても私がもつともだと思

ました点は、やはり現実を直視してお

られまして、各種業態が分かれていますが、それぞれの既得権を尊重なさ

れまして、あるいは憲法にいう基本的

人権といふものを十分に認識なさってお

られるといふ点は非常にわが意を得

たといふ感じを持つわけでありますが、これにあまり拘泥するといふことは

将來に對する一つの見通しといふことは

ありまするが、総仕上げの意味で、

これが不安と申しますが、明確でな

いような感じを持つわけであります。

その現われとして、まず第一に私がお

聞き申し上げたいことは適正配置の問

題でございます。本日いただきました

資料によりましてわかりますように、

相当多数の無医療局地区があるわけであります。千三百といふものがあ

ります。それではなはだ遺憾に思いますこと

は、ますます十二分に協議された結果出されました法案そのものを拝見いたしましたといふと、何ら新鮮味もな

ければ、行政指導の点において積極的

な指導理念も一向に現われておらな

い。もちろん法律でございますから表

現の仕方といふものは一つの規格と申

しまするか、ひな形があるわけで、そ

のひな形から、こういった表現の方法

は困難であろうと思いますが、通覽い

たしますといふと、どうも行政理念に

欠けるところがあるよう感じを私は

いたすのであります。もう少し積極的

にものを考へ、あるいはこうあるべき

だ、特に日進月歩の薬学の進歩に対し

ましては、近い将来を考えた上での繼

り込んだ法律でなければならぬと、か

のように考へるわけであります。同時に、まあいい面と申しますが、この

法律を見までも私がもつともだと思

ました点は、やはり現実を直視してお

られまして、各種業態が分かれていますが、それぞれの既得権を尊重なさ

れまして、あるいは憲法にいう基本的

人権といふものを十分に認識なさってお

られるといふ点は非常にわが意を得

たといふ感じを持つわけでありますが、これにあまり拘泥するといふことは

将來に對する一つの見通しといふことは

ありまするが、総仕上げの意味で、

これが不安と申しますが、明確でな

いような感じを持つわけであります。

その現われとして、まず第一に私がお

聞き申し上げたいことは適正配置の問

題でございます。本日いただきました

資料によりましてわかりますように、

相当多数の無医療局地区があるわけであります。千三百といふものがあ

ります。それではなはだ遺憾に思いますこと

は、ますます十二分に協議された結果出されました法案そのものを拝見いたしましたといふと、何ら新鮮味もな

ければ、行政指導の点において積極的

な指導理念も一向に現われておらな

い。もちろん法律でございますから表

現の仕方といふものは一つの規格と申

しまするか、ひな形があるわけで、そ

のひな形から、こういった表現の方法

は困難であろうと思いますが、通覽い

たしますといふと、どうも行政理念に

欠けるところがあるよう感じを私は

いたすのであります。もう少し積極的

にものを考へ、あるいはこうあるべき

だ、特に日進月歩の薬学の進歩に対し

ましては、近い将来を考えた上での繼

り込んだ法律でなければならぬと、か

のように考へるわけであります。同時に、まあいい面と申しますが、この

法律を見までも私がもつともだと思

ました点は、やはり現実を直視してお

られまして、各種業態が分かれていますが、それぞれの既得権を尊重なさ

れまして、あるいは憲法にいう基本的

人権といふものを十分に認識なさってお

られるといふ点は非常にわが意を得

たといふ感じを持つわけでありますが、これにあまり拘泥するといふことは

将來に對する一つの見通しといふことは

ありまするが、総仕上げの意味で、

これが不安と申しますが、明確でな

ましては構造設備及び人的要件といふものを審査をいたしまして、保健衛生

上遺憾のないようになりますといふことが、この法案の趣旨になつてゐるのをございまして、その辺の運用につきましては、御趣旨の点に沿いまして十分気をつけて参りたいと考えております。

○竹中悟夫君　ただいまの答弁の中で、私意外に思いますが、先日もその議論が出たのですが、無薬局の解消に対する考え方として医療金融公庫を活用する、利便性があると思いますが、これは他の法律でござりまするから、融公庫にわずか三十億円くらいの金をもつて、どうして無医村を解消する、無薬局地区を解消するんだというような、そういう考え方ではどうてい医療機関の適正配置ということは私は望めないと思う。三百億五百億の財源を持ちになつて、無医村解消、無薬局解消ということを考えるべきであつて、すでに七十億前後の資金を私的医療機関がすでに使つているようなときに、ここに三千億円、年間六十億円といたましても、その金でもつて新しい無薬局地区、無医村地区まで含めた対象区域を対策とするのだといふような甘い、あるいは看板だけを掲げて実際、実態を伴わないような考え方で、薬事行政をして適正配置をするといふことは、私ははなはだ間違っていると思う。これは時間もございませんので、いずれ他の方に議論したいと思いますが、一応そういうことで、決して適正配置といふのは達成し得ないということを

私は御忠言申し上げておきたいと思う  
わけです。  
この適正配置に関連いたしまして許可制の問題なんですが、この前も私申立てし上げたのですが、二年という期限を限つて許可をするということについていは、どうしても私は納得いかない。やはりいつも医療機関というものが、薬局が医療機関であるという限りは、他の病院、診療所と同様に、医療機関と同等の扱い方をするべきだと思う。先日の御答弁では二ヵ年間の間に薬局の構造の改良あるいはその他の老朽化等によつて二年ごとに監督の必要があるのだというような意味合いのことを私は承知したのでありまするが、病院、診療所といふども、そういう議論がありまするならば一年あるいは二年ごとに許可を更新しなければならぬとのことです。これは一たん許可をおろした限りは著しい変化のない場合はあくまでもいつまでもその許可といふものは生きておらなければ、多額の資金を投じて薬局を開設した、二年ごとにその薬局に閉鎖命令がくるとか、あるいは許可がおりないのであるとかいうことであつては不安であつて、私は薬局を開設するといふところについてお聞きしたい。

関係のものについてはこういう登録の更新制度があつたわけござります。その辺同じ医療機関で違うのはいかがなうのです。その辺は多少一つには沿革の關係はいわゆる品物を中心としたいわば制度であり行政でありますので、物的な關係その他について十分綿密な監督措置等を行なつていくという建前でいろいろよろしく制度になつていると理解をいたしておるのでございます。今までのように毎年これが更新をされるといふのはあまりに短か過ぎるので、その辺を考慮いたしまして二年といふことにいたしたわけでございます。もちろんこれが更新につきましては、その今のお話のよう、二年限りの命といふようなシビアな考え方ではなくて、実際にその運用については十分御趣旨の点をくみまして從来も參つておりますし、今後もそうしたいと思ひうのです。特にその更新を認めない、そういう立場には、これは聴聞その他必要な手続を要して念を入れるということになつておりますので、その辺は十分実情というものを考えて運用して参りたいと、かように存するのでございます。先生のお話は根本の制度についての御意見でござりますので、この辺はそぞういう運用の面等でお話を申し上げても御満足をいただけない点もあるらかと思いますが、そういうよろしい気持で参りたいということを御了承いただきたいと思ひます。

監督が要る。病院、診療所は人間を扱う。同様にやはりそういう意味合いから申しますならば、嚴重な指導監督が必要るわけなんです。ですから今の御答弁では私は得心いきません。

なお、私が申し上げたのは薬局であります。医療機関がおもであります。製造販売業のことと申し上げたのではありません。薬局だけは、医療機関である限りは、他の医療機関同様に考えなさいという意味であつて、製造販売業者その他のことをあわせて言つたのであります。そこで、その点はよく誤解のないようにして、将棋手二分な行政上の運営を期していただきたい、かのように思うわけであります。

これに適正配置なり、もちろん関連するわけなんですが、乱立冤枉といふ問題は、先般来この委員会で問題になつておるので、今回の法律でもつてこの乱立を阻止し、適正な価格でもつて悪い薬でなくして安心して国民が正しい薬を正しい価格で入手できるといふような指導が、この今回の薬事法によつて確信を持てるかどうかといふ点なんです。どうも私この文法だけ読みますましては、もう一つ医務局として、監督官庁として強い指導力なり、発言力がないよう考へられるわけですが、そういう点は御自信はあられるのでしょうか。一応お聞きしたい。

○政府委員(高田浩選君) 亂立は今お話をありましたように価格の面と、それからそれ以外の面といろいろな面がからんで考へるわけでございまして、価格の面につきましては、これは直接価格をどの程度にする、あるいはどの程度以下に下げるはならないという意味についての法律上の根柢というものは、

もちろんこれはこの法案には設けておりませんし、それから経済上の法規としても、ごく特別の場合以外は価格について干渉しない、まあそういうようなことになつてゐるわけございません。この乱党の問題につきましては、これは何といっても私どもの感ずるところによりますと、第一には配当の秩序を正す、品物の流れといふものを正常にするということが一番根本の問題であらうと思います。すなわち、第一にその経路の問題と、それから流し方、流す場合の価格を含めた、サービス等を含めた問題、これらの点につきましてはやはり業界におきます商習慣なり、あるいはその辺の取り扱いについての経済的な観点という問題が中心でございますので、一面においては業界自体においてこれらの問題を解決することを役所としては、十分支援をしておるわけですが、ましまして、先般来配給の場合におけるサービスの問題について、ある程度業界において話し合ひができるでそれを実施に移すべく、なお具体的的な価格を含めたいいろいろな問題について話し合いを進めている状況でございます。まあ私どもとしてはそういう方向を今後も十分指導して、あるいは支援をして参りたいというふうに考えております。なお、そいつた経済上の秩序の混乱に処します最悪の場合のものとしましては、御承知のように公正取引の確保に関する法律等によって措置する面もあるうと思います。これはいわば最悪の場合に処する国家権力の発動でございますから、事柄の性質上なるべく自主的に解決をす

るよう役所としては、厚生省としては指導し、支援に力を尽くして参りました。

民に不良あるいは好ましくない薬が潰れるということがないよう気をつけ参りたいと思います。経済上の問題

う複雑多岐であつてはならないわけでござります。特に新時代に新しく薬事法を作るといふこの段階においては、

感かもわかりませんが、一庵所信を  
はつきりお示しいただきたい。

らえるようですか、人間、動物に関する事法に云々とうたつてあるから、こっちでやるのだということなく

あるいは怪物が悪くなるおそれがある、あるいはまだ広告が常軌を逸しながら形になるおそれがある。そういうふうな問題が起きてくることも当然考

正すということの方向へ努力をいたしたいと思います。

にうたわれてあるべきであろうと実は期待いたしておつたわけであります。各行政官庁のなわ張り争いと申しますか、所管の問題が非常に困難である

ても、昨年一年間にあきましては中華  
が五百件、自殺行為を企てたものが三  
百九十件、その他合わせまして三千三百  
件と、こういうふうになつておるト  
件と、こういうふうになつておるト

けだものに対する禁りというものの製造販売といふものも薬務局の指導監督にならなくて、農林省にあるように私闇で行なっておる。この法律で人体並びに動物にあらうがねです。自古にあらうがあると

て品質の確保の問題については、たとえば今度の法律において製造番号あるいは製造記号を書かせる、あるいは正規の分量等を書かせるとか、そういうことによつて品質の確保については最善の注意を払つていいるつもりでござります。もちろん、これは法律上の制度だけでは満足に達成されるわけではなつて、十分実際の取り締まりがこれに伴つていかなければなりませんので、この辺は行政の運営において從来に増して努力を重ねて參りたいと思つます。それから広告等の問題についていへば、先般麥當委員会においてもいろいろお話を承つておりますし、私ども大へんな広告の問題はむずかしい問題でございまして、一歩誤れば非常な大きな過失になりますし、一歩退けば非常に乱に乱れますし、その辺のめ

会に出ましたときに、石原長官も列席なさって明確な御答弁がありましが、当然、今申し上げましたように地方における薬事行政の指導というところは非常に重大なのであります。未だの、地方における広告の問題だとか、あるいは薬事監視の問題、その他他略が、上の問題いろんな問題がありますが、これを一地方の行政庁だけの指揮では、民主的な運営が行なえない。従つて、今回の法律では、必置制でなくして、「置くことができる」といふような消極的な地方薬事審議会の承認のしようですが、従いまして、通常の面では必置制になるほど重要なものでござりますからして、結果的には必要制になるような行政指導をぜひ御指導願いたいというお願いが一つ。これほど御答弁要りません。

は弊害が多いと思う。特に最近の新聞報道で、一ヵ年間に千件からの事故を起こしております。五百数件の中毒患者が、農薬を撒つたことによつて出ておる。そのうちで、二十六、七人の人が死亡しておるのです。また同じく農薬関係の他の五百件は殺人等に使い、あるいは自殺等に使われておるといふことです。農薬といふものは一般の医薬品の薬剤と同様に危険性のある問題なんですが、一ヵ年間に千件以上の事故があつて、そのうちの五百件が中毒、十七人が死亡しておる、また自殺用に四百何十件これを使つたといふよりも、ことでは、農薬取り扱いといふものがあまり今まで政府は軽く考えておらぬだと思ふ。当然この際薬事法の中に含まれまして、嚴重な農薬の製造販売並び

は厚生省で一元化いたしたいのですが、ありますけれども、しかし、ただいま書物及び劇物取締法によりまして、動物あるいは人体等に及ぼすものだけが厚生省で取り扱うことになると相なつておるわけがござります。農林省におきまして取り扱つておるもののは、いわゆる農業関係のいわゆる虫類の殺害あるいは駆除とか、こういう方面にいたしておるような次第でございまして、われわれは決してなわ張り争いというようなくらいは決しておるわけではございませんけれども、この行政上の便宜を計らいましてかのように区別いたしておるような次第でございます。

うな結果がここにきておるといふ点、私ははなはだ遺憾に思ふ。  
なお、時間がございませんのでその點と、もう一つ、我最後に申し上げておきたいことは、今回の法律案を見ますと、おもつに、用語がきわめて不明確であります。機械器具の中に材料が入つておるなり、いろいろな点がござります。やはり用語というものを十二分に議論してお使いになられませんといふと、せつかくの法律も死ぬわけですか、また誤解を招くわけであり、国民に不安を持たすわけでござりますからして、こうした点につきましては前回大臣も御答弁になりましたように、そぞろいのところは他日他の草稿で立法等によつてこれを補う、あるいは正しい姿に戻すということで御答弁され

政上非常にむずかしい問題でござります。されども、薬の特質上非常にも重大な問題でございますので、本委員会においていろいろお話を承りまつた点を尊重して、今後取り締まりの方全を期して参りたい、かように考えておるわけでござります。要するに、そういうふうにした、薬の品質その他と乱売に伴つていろいろ考えられる要素につきましては十分この法律を活用して、困

「この御名を冠したことに、今更何の意味もございません。」  
農事法を見まして落胆した一つの大原因は、農業関係のことが一つも出ておらない。從来農業関係は農林省の所管でございます。また獸医さんはがんばつておるといふが、動物を対象とした医薬品というのも、厚生省の製造販売等につきましても、厚生省の所管なり農林省が扱つておるということが、何であるわけです。行政の簡素化、一化ということが叫ばれておる、まさに実際に効果的に行政をするのには、

に薬剤師用」の名前が薄枠をなぞるやうにならなければ大きな問題が私は起きてくると思う。麻薬、劇薬、毒薬だけ医薬品、いわゆる医者の扱うものだよをやかましくおっしゃつてもこらいくど大衆にすぐに手に入るような農薬をほつておくくということは薬務局としてもおかしいし、厚生省としてもおかしい、それに対しましてどういうお考へを持つておられるかといふ点をお聞きしたい。突然の御質問であるいは御沙汰

夫卅三見立にて、いはゆる「農業」を今までとてこれらたわけですが、これが、こう農業といふものが普及、宣伝、発達して参りますといふと、今までのよな、在来の農業に対する認識が、行政的な感覚では私非常に危険な増大していくと思ひます。こうじよ、あなたはもつと御考慮願つて、これは一省の問題でございませんんで、閣議その他で十二分に御検討賜わりたいと思ひます。ただ今の言葉じりをさ

ただきましたから私満足いたしておなまづきまするが、どうかそいうる点につきましてもいすれ後刻附帯決議等においても出されると思いますが、一つ政治的な責任において御辨死を賜わりたいということを申し添えまして私の質問が終ります。

第七部  
社会労働委員会会議録第十三号  
昭和二十五年五月十七日

參議院

○委員長(加藤武徳君) 速記を始めて下さい。

○山本栄君 総括的な質問でござりますので大臣に伺つてみたいと思ひます  
が、今度のこの薬事法の改正といふものは、この前にも申し上げたように、  
新しい医療制度の確立を目指して、公  
衆衛生、それから医療の体系的な整備  
というものをはかるとしていらっしゃ  
るわけなんどござります。そらうし  
て、その中で薬剤師さんたちのプロ  
フェッショナルな社会的地位の向上と  
いうことが目されれていると思うので  
ございますが、それにもかかわらず、遊  
行的なにおいがあるといふことをこの  
前申し上げたのですが、きょう、その一  
つのことを伺つてみたいと思ひます。  
それは、薬といふものは、必要に応じ  
てのみ使用すべきものだから、乱賣を  
取り締まらなければならぬ、それから  
廣告も制限しなくちやならないとい  
うこの趣旨は、はつきりわかるのです  
ございますが、それなのに、なぜあの古  
くからある、前時代的な配販売のシ  
ステムといふものをなくそとさせら  
ないかといふことなんです。これに対  
して、この前局長さんは、非常に複雑  
な薬態だからといふうに言葉をいって  
していらっしゃったと思ひますけれども、こ  
ういう面を御改正になるおつも  
りはどういませんか。一つ伺いたいと  
思ひます。

いたしまして、根本的な変革を加えなければならぬにいたしまして、その辺のところを考慮かかつた次第でござりますけれども、ただ問題は、これについてはやはり十分監督の行き届くようにならなければならぬ。すなわち、従来の形のままでござりますというと、形式上の監督の責任と負担はありながらも、十分これを執行するに手だてが整つていなかつたと申します場合に、その行く先々の地域でありますとか、あるいは日ごろでありますとか、そういうことを出先の役所に届け出をしてはつきりしてもらわなければ困るという点でありますとか、それから、七十四条の「配置販売業の監督」で、實際上営業者は非常に遠くにおりまして、配置員が北海道であるとかあるいは九州とかに出ていくといふうな格好になりまして、従つて、直接的な監督が、その配置員に対しても行なわれ得る体制にならなければ、薬事監視ができませんので、その辺のところを考慮いたしまして七十四条の規定を置いた。そういう実際上の弊の適正を確保するということについては、気を配つて遺憾のないようにしておるのでござります。そういう考え方であることを一つ御了承いただきたいと思います。

御売の業態は、非常に厳格にここに取り上げていらっしゃると思いますと、すでにありますから伺いました。もう少しあつかりするつもりがあるかないかをおっしゃっていただきます。

○政府委員(高田清運君) 御承知のように薬の製造の面、販売の面、日本の現状としては非常に進んだ面と、非常におくれたと申しては何ですかれども、それに追ついてない面と、製造の面についても、販売の面についてもあり得ることは、先般米当委員会においていろいろと御質疑のありましたことによつても、御理解いただいていることだと思います。配販売については、これもいろいろ考え方があると思いますけれども、やはり一つの薬の消費者に対する供給の形態になつておることは事実でございます。それによつて、国民の方が、特に交通の便が十分でないような所においてはおさらのことございますが、便宜をこうむつている面も相當ございまし、それらの点を勘案いたしまして、特別にこれによつて、積極的な弊害が、きわめて顕著であります場合には、これはさらに再検討等のことを考へなければなりません。今先ほど申し上げた趣旨において一応これを適正な監督等が行なわれるような仕組みにして国民の便とい

○委員長(加藤武徳君) 速記を始めで  
うふうに考えてやつていただきたい、そういうことを考へておるわけあります。  
○委員長(加藤武徳君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記を始めで  
下さい。  
暫時休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後二時三十六分開会

○委員長(加藤武徳君) それではまだ  
いまから再開いたします。  
まず委員の異動を報告いたします。

五月十七日付をもつて、江田三郎君、  
小柳勇君が辞任し、その補欠として、  
大矢正君、安田敏雄君が選任されました。  
報告をいたします。

○委員長(加藤武徳君) それでは、午  
前に引き続いて、葬事法案及び薬剤師  
法案の質疑を行ないます。質疑のおあ  
りの方は順次御発言を願います。

○坂本昭君 先般に引き続いて、広告  
に関する質疑を続けて行ないたいと思  
います。

この前の昭和三十四年の一月から十  
二月までの医薬品等に関する薬事監視  
状況、これについて内容的なことをお  
尋ねいたしましたところ、新しい資料  
で、一齊取り締まりによる整監視の  
状況というものをいたたきました。こ  
れを見まして、実は驚いたのですが、  
昭和三十三年に製造業を対象としたも  
ので、總件数が五百五十九件に対し  
て、不適といふものが百二十八件、二  
三%です。販売業者を対象とするもの  
が四千三百七十件で、不適が四百七  
五件、二一%。それから昭和三十四年

業が六百六十四件で、不適が七百八十九件、二七%。それから販売業が、二千四百四十九に対し、不適が二百三十七、約一〇%。非常に医薬品に関して不適事項が多いということですね。これは安心して医薬品を服用することもできない。これだけのことを監視していただいたことに対する、敬意を表します。しかし、こんなに多数の不適事項があるということは、いかにこの業界が秩序が乱れておるかということであり、おそらく二割も三割も不適が発されるというような、いろいろ行政指導は、もう基本的に間違った点がある、いわば怠慢があるのではないか。私はこれを見て、あらためて実は驚いたのです。さらに、広告については、どの程度調べられたかわかりませんが、広告などに至つては、おそらくあなたの方の怠慢が多いのではないかと思う。たとえば、この一齊取り締まりによる内容としては、備考に若干つけ加えてございます。しかし、私は、とにかくこういうふうなおびただしい不適事項があつて、一体これらの処置をどうしておられるのか。たとえば、前回の資料の中には、罰金三万円云々というような説明がついておりましたが、一体どういふものに罰金三万円が課せられたか、そしてまた、告発の結果は一体どうなつたか、それからさらに、薬事監視の一體実施要領はどういうふうにして行なわれているか、もう少し監視の内容についての御説明と御方針を御説明いただきたい。

締まりの対象とそれから実際の適不適の状況がどういう工合になつていてるかという御質問でございましたが、いわゆる隨時地方において、あるいは國の方でやつておりますものについては、的確な資料が、数字が間に合いませんので、一齊取り締まりの結果をお出したような次第であります。一齊取り締まりの備考に書いてありますが、品目はいろいろな見地から検討をいたしましてきめて出すわけでござりますが、その品目の選び方としては、やはり違反が多いとその当時認められるものを選ぶのが大体ならわしでござります。従つて、全般的に見れば不適程度のひどいと考えられるものを対象にいたしておる、そういうふうにお考えおきをいただきたいと思います。

ものというよくなことで、事実上の割成等はいたしますけれども、行政上の措置はそういうことでござります。  
それからその次の欄の十三年度の第三回のものにつきましては、始末書が三十三社、業務停止が八社ということになつております。  
それからその次の二回目のものにつきましては、これはおくれておりますで、その次の回、三十一年度の第一回の分とあわせて現在検討中でございまして、近々のうちに処分を決定する段取りにいたしております。  
○坂本昭君 薬事監視の実施の要領ですね、今のように第一回とか二回とか各年度に二回ほどありますが、その具体的な内容をもう少し説明していただきたい。  
○政府委員(高田清運君) まず第一回につきましては、日本薬局方オキシドール、それから染毛剤の助剤としてのオキシドール、それから日本薬局方の苦味チンキ、硼酸軟膏、オーバーケント・エキス、脱脂綿、それから国民医薬品蒐集のマークエロクローム液、それからマーギュロクローム液を主成分とする医薬品、それからコールド・ペーマネット・ウエーブ用剤、それだけを選んで実施いたしました。これは大体局方が主でございますので、そういう問題はありませんが、試験の方法については、これは東京及び大阪の衛生試験所で行ないますので、試験方法の未確定のものについては十分検討して、両方連絡の上、確定をいたします。それから実施の措置としましては、製造業を対

象といたしまするものについては、そぞの該當の製造業者に対しても府県においては、薬事監視員をして品物を抜き取らせて検査施設、それで間に合わない場合には、國立の衛生試験所に検体を送付して、そこで検査をいたします。そしてその結果がわからましたものについて、適、不適の程度、それからその後におけるたとえば設備の悪いことに對する改善のやり方、いわゆる改悛の情あるいは跡始末の問題をあわせて検討いたしまして、そぞらの程度の輕かからざるものにつきましては行政処分等の前提として、薬事法に基づいて臨聞をいたします。すなわちその業者の方面から、業者の方の立場に立つて有利な材料あるいは証拠あるいは弁明を要します。その結果として今申し上げた如くした品物の適、不適あるいはその後の設備状況、その他を勘案して、行政処分等を決定をして、たとえば行政処分等に分をするかしないか、あるいはどの程度にするかなどを、いろいろな仕組みになっております。そのほかに一般の時行ないますもの、特に薬局等について地方府が隨時行ないますものについては、そういう品物をきめて、いわゆる一齊取り締まり的なことをやらないで、隨時行なうわけでございます。白後の措置については大体同じような趣

○坂本昭君　そうしますと、不良薬品の販売を止めることになりますが、そのまま販売されたりするといふことは起らぬかないわけですか。それとも苦難の三十四年六月の場合などまだ現在検討中であるということになると、約一ヵ年間そのまま不良薬品が売られたり、使用されたり、あるいは広告せたりする可能性が起つてくると思います。それについてはいかがですか。

○政府委員(高田浩運君) その点申立てました。落としましては、衛生試験所の試験の結果がかりました後業者に申しまして、そして回収等の措置をやらせております。従つて、これはその品物あるいは状態によって違いますけれども、できるだけ不適格の医薬品が市中に流れると、うことを防止するための万全の措置はとつております。

○坂本昭君 その不良品の回収についてはどうも回収が不十分だといふことな、そういうふうな新聞報道もありましたし、これはまあ技術的にも困難な点が多くあると思いますが、今のよろこに検査をしてみると二割から三割近く不適格品が出てくるというそりやうな状態なのですから、特に今後この監視に付いては厳重に施行していただきたい。

それからなお、次に薬事法の六十一条の問題、竹中委員がすでに再三質問された点でありますと、どうも御説明いたしましたが、もう一度お尋ねしたい。この六十七条に「危害を生ずる

云々というこの規定がありますが、この危害という言葉の意味ですが、この危害はどういうふうにあなたの方では理解しておられますか。

○政府委員(高田浩運君) 危害についての薬理学的なあるいはその他専門な話になりますといふと、これはむろ坂本委員の方が専門家でございまので、的確に御満足のいくお答えができるかどうかわかりませんが、私どもがここで考えておりますのは、このから申し上げておりますように、たゞえザルコマイシンでありますとかあるいはマイトマイシンでありますか、そういうガン等を対象といたしますて、しかもこれらを普通に使用するにおいては相当副作用が激しいために実際にこれらの製薬許可にあたつて一用の広告というものをやらないといふうにいわば条件をつけて製薬の許すというと、副作用としては御承知を評している、そういう程度のものございまして、たとえば御承知のように、マイトイシン等について言いふうにいわば条件をつけて製薬の許すというと、副作用としては御承知のように、白血球の減少でありますとかあるいは血漿板の減少に伴います出の傾向でありますとか、そういうようなことがござりますし、それからまことにザルコマイシン等についても血管痛ありますとか、あるいはそれに類するような副作用がござりますわけでございまして、そう言えばそれはほかのについても対象の、相手の特異体質を考えればいろいろ考えられる点は七七と思ひますけれども、一般的に言ってこういうふうな相当顯著な副作用伴うといふことが一般的であって、かもこれを防止するのはやはり医師

○坂本昭君 そうしますと、これはあ  
なたの方では最初からガンときめたわ  
けでよなくて、「がんそり他の寺業矣  
ごくしばつた意味で考へておるわけで  
ござります。

「病」というふうに書かれてあるということ、並びに今のは白血球が減るとか、場合によれば赤痢菌に耐性ができる、そして赤痢菌に対する治療が将来できなくなるおそれ、これもやはり危険のうちだと思う。あるいは糖尿病でインシュリンをさして低血糖を起こす、こういうことも重大な危害です。それから場合によれば高血圧剤の中にラウフルミアからなるものの中には、飲んでいるとだんだん憂うつになつて自殺をするという事例が実際にある。これなども危害といふよりもともかく死ぬのですから、これは最大の危険です。それから場合によれば心臓病——心臓病でジギタリスを使ふ、これだつて使い方を誤ると心搏の異常を起こして死ぬ場合もあり得る。あるいは腎臓炎の場合の利尿剤の使い方でもそうです。これはあげてくれば「危害を生ずるおそれが特に大きいもの」というのは幾らもある。そしてこの扱いについては、この間も諸外国の立法を見ると、あなたの方の資料をいただいても各国とも詳細なその他の特殊疾病といふものの事例をあげている。たとえばアメリカの場合は、この間あなたの御指摘もいたしましたが、アメリカの場合は盲腸炎、蛋白尿、ブライト氏病——ブライト氏病といふのは腎臓炎のことだと思ひますが、結核、高血圧、ガン、ジフ

テリア、猖狂熱、性病、心臓病、天然痘、肺炎、腫瘍、腸チフス、胆石、ずいぶんこれはあげてあるのです、特殊疾病として。これはイギリスもカナダもフランスも西ドイツも、この資料をいただきますとかなり広範囲にわたつていわゆる「政令で定めるがんその他特殊疾病」——「その他の特殊疾病」というところに重点を置いて記載している。ところが、あなたの説明を聞くと、その他の方ではなくて、ガソンの方にのみ重點を置いてあって、大へん失礼ですけれども、聞けばいつでも、ザルコマイシンと——それ以外のことをおっしゃつたことはない。何かほのかの薬を知らぬような印象さえ受けられるのです。私は、これは当然せつかく今までできた薬事法の改正ですから、「その他の特殊疾病」というところに重点を置いて、ここで明確に政令の中で規定していただきたい。そういう規定を私はしていただけるかどうか、そのことを一つお尋ねしておきたい。

るいは肉腫等に使いますこれらの薬について、製薬許可に際しまして薬事審議会の決定に基づいて一般的な広告をいたしました。これらものに限定制限をしている、そういうものに限定をして考へておられるのでござりますけれども、しかし、今後における学問の進歩あるいは科学の発達等に関連をいたしまして、これらものについても六十七条を適用しない事態になることもあります。当然これは考へなければなりませんし、それからそれ以外にも同じようなことに該当する場合もこれは範囲とは言えないのですござりますので、こういうような書き方をいたしているのでござりますが、私どもの気持としては、特にガンという病気の例をあげましたのは、これに類似するという意味でその「がんその他の特殊疾病」そういうふうな書き方にしたわけでございまして、この点については、先般坂本委員からいろいろお話をありました点で、私どもの考え方については御満足いたただけない、意に染まない面があるといふことは私も十分推察をいたすのでござりますが、日本における今までの沿革的な事由もございますし、一応私ども申し上げましたようなふうに考へておることを御了承いただきたいと思います。

るにはガンのよろな非常に重篤な、非常に危険な病気、そういう意味で理解をするのであって、ガン及びこれに類似する他の特殊疾病といふにはどうしたつてこれは読めません。

それからまた、今私はアメリカの例をあげましたけれども、これはイギリスでもカナダでも西ドイツでも、大体アメリカのように各種のいずれも特殊疾病です。その特殊疾病については、いずれも医師の指導のもとに使用されるのでなければ危害を生ずるおそれがあるので、医師の指導のもとに使用されるのでなければ危害を生ずるおそれがあるのですね。みんな、そういうものについては広告における特別な制限、これはもう諸外国の常識になつてゐる、あなたたは二言目には国情によるといふが、一体国情にはどんな国情がありますか。われわれ日本人もアメリカ人もソ連人も同じ人間です。同じように壁はきくのですよ。どこにも国情などあるはずはありません。また、あなたたは、科学の発達によつては云々と言ひますけれども、日本の医科学の発達はこれは世界のトップ・レベルです。トップ・レベルであるけれども、日本の広告とかそういうことについてはもう野党の立場の、プラジルよりも以下の悪法によって支配されている。これが日本の特殊な国情であつて、こういう国情は日本とおなじことについては非常にやかましく言つておきたい。ところが、あなたの方ではべきだと思う。だから、前回から庄告については非常にやかましく言つておきたい。

庄力をかけられているようなそいう考えをえする。けしからぬと思うのであります。私は、場合によつたら新聞廣告を新間から消してしまつてもいいと思つた。それで新聞がつぶれるようならつぶれてもいいですよ。そのかわりわれわれは新聞代を上げたつていいです。よ。別に上げたつていいのですよ。実はこの間廣告を取り上げてからまたもう一ぺん夕べ切り抜いてやろうと思つたら、私の、朝日新聞ですけれども、朝日新聞の医薬品の廣告がだいぶ減つているのですよ、きき目があつたのかなと思つたのだけれども、だいぶ減つていますけれども、これはやはり取り締まりによって倫理的にもいろいろな面で減らすことができるのですよ。だから、その減らすことの私は具體的な措置を実はお願ひしておるのであつて、特にここに一番最後に、「必要な措置を定めることができます。」といふのだけれども、今あなたの説明を聞いておつて、必要な措置は全然生まられてきつこないのでですよ。一体どういう必要な措置をとられますか。今のお話をだつたら全然必要な措置——この広告の制限というものは何ら今後変わりつこないと思う。一つ伺いますが、この薬事審議会の中でこういふうな六十七条が出てきたと思いますが、一体この薬事審議会の委員はどういう人で構成されていますか。大新聞や大テレビや、そういう報道関係の人も入っているのですか。委員の構成を一つ明らかにしていただきたい。だれがこれらを任命するのだが、これは当委員会にもその審議会の委員の方がおられるかもしれないけれども、私はあえて申し





わたるということはもうはつきり禁じられていることです。それが十分あなたの方の指導が徹底していると思えない点が非常に多いので、これについてはこの際徹底して法の範囲内で許されたものに限定させてやつていくと、そういう効果が新聞でもラジオでも見ておつたわかるというところまで一つやつていただきたい、これは厚生大臣、お約束できますか。

○國務大臣(渡邊良夫君) できるだけ努力いたすつもりでございます。

○坂本昭君 次に、保険局長に保険医療費の中で医薬品費がどの程度になるか、先般来の資料で見ますと、総医療費が三千二百四十三億、その中に公費負担が九・三%、それから保険者負担が四五・九%、患者負担が四四・七%、その患者負担分の中に充薬が二百八十一億あるというような統計が出ていましたが、この際、保険関係ではいろいろな調査ができると思われますので、医薬品費がどの程度になつておるかという御説明をいただきたい。

○説明員(館林宣夫君) 代表として政府管掌健康保険の状況をちょっと申し上げます。ここでは新しい資料といたしましては、昭和三十四年の五月の集計がござりますので、正確なことはちょっとまだ判明いたしませんが、概ねは適正であるか不適正であるか、どう

二%、外来分で二七%を占めております。これを合計いたしますと、政府管掌の医療費の中の約一九%前後でございます。これを他の管掌あるいは国民健康保険等に当てはめて推定いたしてみますと、健康保険関係の他の管掌分はあまり政府管掌と変わりがないと思

われますが、国民健康保険分は入院の占める比率が健康保険より少ないため

高い、多いからと申しまして、これが直ちにわが国の薬が使い過ぎである

とかあるいは薬の価格が高過ぎるといふような結論はなかなか下せないこ

とあります。しかしながら、両者相結合して、大体二〇%前後、かように推定できます。しかしながら、これは薬価基準で計算をした価格でございますの

で、実際の医療機関の購入価格は薬価基準が九〇%バルク・ラインになつております関係もございまして、これよ

りやや下回つておるではなかろうか、かようになります。もしも、社会

保険の医療費が三千億といいたしますと、二〇%であれば六百億となるわけ

でございますが、これは支払い基金あります。

○坂本昭君 もう一べんお尋ねします

が、今の二〇%といふ中に、まあ包帯

材料、衛生材料はあります、その他

の器具器械類の計算は、これは入つて

おりますか。

○説明員(館林宣夫君) 器具器械類は

入りません。ただ、特殊なものといたしましては、輸血用の血液が入つてお

ります。

○坂本昭君 今保険局からあげられた

数は、まとまつたものがあればこの一

九%になつたといふ基礎資料の数は委員会の方へ一つ印刷したものをしてお

いただければけつこうだと思います。

これは出ますか。

○説明員(館林宣夫君) 昭和三十四年

五月の集計、まだ完全には終わつてお

りませんので、ちょっと正確な数字と

してこれはきめておられるか。これは

薬が高過ぎるのじゃないか。薬をよけ

い使うよりも薬は高いのじゃないか、

そういう印象を受けざるを得ない。そ

れでこの薬価についてどういうふうに

してこれはきめておられるか。これは

広告が百四十二億広告もすいぶん使わ

ります。すなわちある薬が百トン医療機関

が購入しておるといいますれば、高

い価格で購入した順序に価格を調べて

参りまして、九十トン目が購入された

価格で購入するといふ価格でございま

す。実際は、購入価格の設定と実際の

価格で購入するといふ価格でございま

す。されども、九割の医療機関はこの購

入価格で買えるといふ価格でございま

す。実際は、購入価格の設定と実際の

価格でございます。すなわち、診療報酬

所管は薬務局長だと思ひますから、薬

事行政の中一番大事な問題である薬

価はいかにしておきめになるか。外國

所管は薬務局長だと思ひますから、薬

&lt;p

○政府委員(高田浩選君) 價格については、現在のところ、一般的に言つて、厚生省の方として権限に基づいて、指図をするであろう——もちろん権限外でそういうことをやることはこれは適当でございませんから、そういうことはございません。言いかえれば、価格については、つまり自由主義という格好になつております。

○坂本昭君 どうもその厚生行政がよくわからなくなるのですがね。皆保険の制度が来年からしかれるとなると、国が責任をもつて、医師 薬剤師に適正配置を行なうだけではなく、保険の点数そのものについても国がこれをあつせんし、また、これを適正に合理化する必要が生まれてくるわけです。特にその中で、今度の薬剤師法でも、非常に厳格に医薬品の販売については規制がなされ、許可制がなされ 薬剤師が薬局を開くについてもこれは許可制になる。そしてまた、医療問題では一点単価の問題がいつも議論される。ところが、今も保険局の説明のあつた通り、医療費の中で約二〇%を占めている医薬品費、総計約五百五十億、といふと、日本の年間生産額の三分の一以上であります。これらのものの価格の決定について全然野放してあるということは、医療行政の面からいって非常な片手落ちではありませんか。一点單価については非常にやかましく言つて、医師会と厚生大臣がけんかをしておる。ところが、その中で非常に大事な役割を果たす医薬品、財政上から

いつでも二割以上を占めているとの医薬品費、また、日本の薬品製造からいつでも三分の一以上をこの保険行政に現在でも使っている。将来はこれほどどんどんふえている。その薬品製造については全く野放しである。これはどうも私はふに落ちないんです。これは、将来、厚生大臣はどういうふうにしていかれるおつもりでござりますか。

○國務大臣(渡邊良夫君) この問題はなかなか重大な問題でございまして、将来は保険行政と医療行政、業務行政と、この三点から、明確な一つの基本理念を立てていただきたい、かように考えております。薬の関係におきましては、先ほど通産大臣も申されましたように、私ども、小売商業調整特別措置法やあるいは中小企業団体組織法の組織において、生産あるいは価格あるいは流通組織等におきまして、十分考慮してみたい、かように考えておりますが、非常に複雑にわたりておりますので、今十分な検討を加えつつ進行いたしております。次第でござります。

いかかっているか、また輸送の費用はどれくらいかかっているか、それから広告はどれくらいかかっているか、その利潤は、そのメーカーの利潤はどれくらいであるか、それからメーカーから今度は卸にいく場合は、一体どれくらいのマージンがつくのか、小売の場合、どれくらいのマージンがつくか、そういうものぐらいは、私はもう検討済みだと思いますから、ちょっと御説明いただきたい。

○政府委員(高田清運君) 薬の価格の問題については、これは品目によつても非常に違うと思います。まあなかなかこれは一がいに言えないと思うのですが、おおむね現在常識的にございますが、おおむね現在常識的に考えられておりますのは、小売マージン三割、卸マージン一割——多少の出入りはもちろんございますが、そういうようなことになつております。まあ価格の決定の内容につきましては、これは今申し上げましたように、品目によつても、それから各社によつても違いますし、ある意味においては企業の実態と関連する問題でございますし、厚生省としても、原価計算等について現在のところタッチをしない態勢になつておりますので、その辺のことについて、現在詳細の資料を持ち合わしております。

カーも適正に立つ、そして国民の健康も十分維持される、それにはこの間の適正な、何といいますか、利潤の配分も必要だし、また、それが合理的であるということ。それでこれが確立されないと、國民皆保険の場合に、現在でも五百五十億以上使われているこの巨大な材料費、この材料費の価格を調整することによって、私はメーカーも医師も楽になるだろう。また、われわれとしても非常に楽になる。そういう点で、今的小児と鉗のマージンの程度だけしか把握していないというのでは、私は、はなはだ不十分だと思う。で、この保険医療、特に保険財政の上から保険局に伺いますが、この薬価のことについて、保険財政の面から、これはまあ具体的じやなくて、理論的にどういうふうに考えておられますか。

○ 説明員（館林宣夫君） 薬は、保険医療費の中で占める割合が相当多いものでございまして、薬仙の問題は、社会保険の医療経済上、相當重要視すべきものであると目ごろから考えておるわけであります。そういう意味合いから、薬価基準をどのように考えて参るかといふことは、前々から検討いたしましたし、また、各種委員会等でも御意見が出ておるわけでございまして、このあるべき薬の値段を想定して計算して出すということはないかもしない。現実に扱われておる価格が最も妥当な価格であるといふが、必ずしも方法として最善の方法ではないかもしない。そこで、従来からこの問題は種々検討をいたしましたけれども、一応今日のところ、現在のとり方が最も最適

○坂本昭君 先ほどイギリスの例をあげたんですが、私はイギリスの例などについても、もう少しこまかい検討をこの際していただきたい。保険財政の面では保険局で調べていただきたい。それから、今のように七・二%という材料費ですね、この材料費を提供するのは、イギリスで医薬品並びに衛生材料、医療器械器具を提供するのは、これはおそらくは国有の会社ではなくて、一般の会社が提供していると思う。そうした場合に、イギリスはもう国民皆保険ですね。しかも、その医薬品は、国から医師に提供していくわけです。従つて、広告などもそんなに大きく出さなくともいいだらうと思ふんです。その広告費の分だけは値段を下げることができる。そのかわりに、政府はこの価格を保証してやつて、その企業がつぶれないよう力バーすることができる。そういう具体的な方策がすでにとられている、例の薬価指定主義のとられているのはイギリス、西ドイツ、これは薬事法に基づくものではないが、社会保険実施の必要から国が定めるものであつて、そう書いてありますね。つまり社会保険を実施する必要から、どうしてもこれは薬価の指定主義が、今の日本の場合は、指定にして指定にあらずですね。私は思つて、これは指定方針をとるべきだと思ふんです。そのことによつて私はずっとと医療費は軽減されるんじゃないかと思うんです。だから、そういう意味で私は特に薬価調整の方途について、まあ大臣は一応抽象的に検討している、何とかしたいという、そのお気

持はわかるのですが、じゃ一体具体的にどうされるんですか。どういう機関でこれを調整するか。広告の問題もある、あるいは原料の問題もある。さらに国民皆保険の問題がある。皆保険制がしかれていくと、充電などはだんだん私は下がつていて、今五百五十億といふこの医薬品費はずっと上がつてきます。将来はもう薬局が全部でき、医師が全部配置されたら、もう全然充電など要らなくなると思う。そういう前提の中で、一体どういうふうに医薬品の価格を決定するか、また、医薬品の製造業といふ、まあいわば日本の資本主義の一つの独占企業の一形態であるこの企業、これをどういうふうに厚生省としては見ていくか、合理的な私はこの統制といいますか、管理といふものが必要だとと思う。だからそれを具体的にどういうふうな計画としていかれるおつもりか。せめてその計画の片鱗なりとも御説明いただきたいのです。薬務局長の方から一つ最初に御答弁いただきましょう。

のを検討する組織がないんじゃないかなと思うんですね。むしろこれらの仕事は、通産省の行政の中に大部分入っているんじゃないかなと思うんですね。そういう点で業務局長としては、今の機

この際、御紹介申し上げます。たゞ、  
いまオーストラリアの上院議長サーアリスター・マクマリンさんがこゝに  
お見えになりましたので、皆さん拍手をもつて敬意を表したいと思います。

合理化する道はあり得ると思ひます。ですからこの際、特に今の薬価調整についての政府としての御努力をお願いしておきたい。

れるものを掲げて許可を与えない場合があり得る。そういうことでございまして、どちらの通りに、イからハに至るまでは、要するに過去において刑を受けたといふよな、あるいは違反を

構のままで検討できますか。  
○政府委員(高田浩運君) これは、葉  
全般について原価計算等を行なおうと  
いたしますれば、やはり相当な人員を  
必要とする問題だと思うのでございま  
すが、いずれにしても、これは相当な  
予算を伴う問題でございますので、今

〔拍手〕  
○委員長（加藤武徳君）発言を御懸念  
願います。  
○坂本昭君 それで、あらためても  
一度厚生大臣の御意見を伺つておき  
いんですが、来年からの国民皆保険  
控えて、医師だけの問題ではない。

○政府委員(高田浩選君) 御承知のよろで、薬局の開設の問題が出ておりますが、この中で六条の二項のイ、ロ、ハ、ニ、ホのホで、「第九条に規定する義務」というのがござります。しかも第九条でいう義務とはどういうことをさしておられますか、お伺いしたい。

した、そういうようなこと。それから二につきましては、こういう特殊な人というのを具体的にあげまして、大体それでこれは尽きると思いますけれども、そのほかにも著しい酒乱の者でありますとか、あるいは準禁治産者でありますとか、あるいは精神病に至らないますとか、あるいは精神病に至らぬ

そういう前提の中では、一体どういふふうに医薬品の価格を決定するか、また、医薬品の製造業といふ、まあいわば日本の資本主義の一つの独占企業の一形態であるこの企業、これをどういふふうに厚生省としては見ていくか、合理的な私はこの統制といいますか、管理といふものが必要だと思う。だからそれを具体的にどういうふうな計画でしていかれるおつもりか。せめてその計画の片鱗なりとも御説明いただきたいのです。薬務局長の方から一つ最初に御答弁いただきましょう。

後十分一つ御趣旨の点をくみまして、私ども真剣に検討して参りたいと思つております。なお、通産省といふお話をございましたけれども、これは通産省としても、ほかの物資についてもやはり統制的な措置はとつていなかつてございまつし、現在の日本の役所として、価格についてタッチいたしておりますのは、公正取引委員会において、特殊な場合においてタッチするといふ、そういう仕組みになつておるのをご存じますので、まあそういう観点からやるとすれば、新しいケースになるとと思ひます。

度改められた薬剤師法による薬剤師の中でも非常に重要なウエートを示す問題も重要な問題として出てきま。た。特に薬価の調整の問題は、皆保険の中でも非常に重要なウエートを示している。従つて、薬価の調整といふとと皆保険の問題を関連させて、厚生当局として十分な検討を加えていたい。そのためには、場合によれば特別な機構の改正も必要であるかも知れない。その程度の決意を持つておらなければ、何りになつていただけるかどうか、伺ておきたい。

うに、薬局には管理薬剤師を置かなければなりませんし、管理薬剤師は、薬局の技術的な面についてのいわば責任者になるわけでございます。その意味で薬局の構造設備でありますとか、医薬品の取り扱いでありますとか、その他薬局の業務について、管理者として、責任者として必要な注意を払わなければならないわけであります。そもそものそういうような管理薬剤師としこそ、行なわなければならぬそういう義務の遂行を著しく阻害することが明白の場合、そういう趣旨でございます。

い程度の精神障害者といふようなことを考えられますし、そういうような正常な良識を有しない者で、積極的に管理薬剤師の管理義務の遂行を妨げる、そういうことが明白な場合といふことがありますから、一般的にはきわめてまれな例だと思うのでござりますが、具体的にはこれは本人の宣誓等によつて区切りをつけるつもりをいたしております。大へん実際の判定はこれはずかしいと思ひますけれども、そういう気持としては非常にしばた考え方で、だれが見てもそういうふうな危険が非常に強いという者について考えることにいたしております。

で、人命に關するといふことと、それからもう一つは、来年から國民皆保険がしかれる。それがしかれるがゆえに薬剤師法や葬事法もできたと思うんです。そういう点で、私は薬師の調整といふものは皆保険と関連して、どうしても必要になつてくると思う。だから、そういう考え方のととに立たないで、あなたの方で議論を進められたんでは、はなはだ困る。

○委員長(加藤武徳君) ちょっとと御発言を中止願います。

○坂本昭君 それではこの薬剤師が  
びに薬事法の中で、先般来の池袋の小  
売とかいろいろな問題がありました。  
私は小売の小さいところでやつていて  
問題よりも、一番の大メーカーとのと  
りに根本的な問題がある。そしてこ  
では何の規制も行なわれていない。  
べからく皆保険の前提として、この薬  
価の調整に対しても、これはたとえ  
本主義の政党といえども、私はこれ  
よろに考えております。

素行に照らして、……義務の遂行を阻害する事実が認められ、その結果として、被申告者に「性癖素行」が認められる場合、被申告者は「性癖素行」の犯人として、公的義務を負うべきである。したがって、被申告者が「性癖素行」を行なったと認められる場合は、被申告者は「性癖素行」の犯人として、公的義務を負うべきである。

**○坂本昭君** これは一薬局を管理する薬剤師の第九条に規定する義務の遂行を著しく阻害することが明白である者」と、これだけで私はわかることと思ふのですね。第九条は薬局の管理者の義務といふものが規定されている。その義務の遂行を著しく阻害することが明白、あるいはその義務の遂行をしていない場合、こういう場合は、もちらん取り消しの処分にもするでしょうが、なぜこのよだな「性癖素行に照らして」というと、何か僕たち、この性癖





○坂本昭君 そうすると、今の救急薬ましょくし、また一部は受益者に負担させることがあると思います。

区、無薬局地区の場合だと思ひます。が、その薬を、たとえば腹が痛いとか、頭が痛いという場合に、その薬を飲む。それは保険で扱う保険医療の対象なんですか。

○説明員(館林宣夫君) 保険医療の対象としての医療給付でなくして、保健施設で扱つて参りたい、保健施設事業の一端として扱つて参りたいといふ指導をいたしております。

○委員長(加藤武徳君) ちょっと速記をとめて下さる。

○委員長(加藤武徳君) 速記を始めて  
下さい。

○坂本昭君 この閑うち、この委員会  
でこういう議論があつたのです。墓局  
のないところ、しかしそこには薬種商  
がある、あるいは特例販売業の人がい  
る、そこで腹が痛いとか、頭が痛いと  
いうときに、そこへ行つて薬を買ふ、  
それは保健施設ではない、だから保健  
施設の扱いはできない。しかし、そこ  
の人たちもみんな保険の費用は出して  
いるわけですね。だからそういう人たち  
にも何か恩典の返るような、保険料  
を支払つただけの報いのあるようなこ  
とはできぬだらうか。たとえばそい  
う人に保険医療の扱いはできぬが、た  
とえば療養費払い、となると、やはり  
保険医療の扱いになつてきますが、そ  
ういう療養費払いの特別な扱いをする  
ことはできぬか。これはあなた保険局  
の人だから、それについて明確なお答  
えをいただきたい。

○説明員(館林宣夫君) 坂本先生のお話のように、疾病とはつきりしたものでもないわけでござりますし、医療給付の対象としては問題があるわけでございます。その意味で、保健施設で各

は厚生大臣も、その保健施設でやると  
いうことは明言しておられましたから  
ら、この点は予算的にも十分やつていい  
ただけると思いますが、どの程度と  
しゃつていただけますか、金額にし  
て。

かくある薬種商の仕事を生かしてこれを使うという方法、その方法と今の保健施設との関連です。これはうまく立てできますか。今のお話を聞いているところ、保健施設を作ってしまえば、せつなく山の中で細々とやつておった薬種商

○坂本昭君 この資料の中には、一号线はないが、二号のあるもの、つまり種商のあるものが八百五十二万所で、そのうち五カ所は無医地区なんです。医者がおらない。これは医者もなかなか行けないところだと、私はそう思

費用は保険の費用から出るわけですが、  
薬の一端としてそのような場合に扱つ  
て差しつかえない、かように思つてお  
るわけあります。従つて保健施設事  
業の配布といふことも、地方にお  
いては行なわれるわけでござります。  
そのような保険の医療給付に付随し  
た、健康保持増進のための保健施設事  
業によれば寄生虫の駆除も  
行なわれましようし、そのような場合  
の薬品の配布といふことも、地方にお  
いては行なわれるわけでござります。

○坂本昭君 今、そういうふうな保健施設というものが、大体無医地区、無薬局地区などいろいろありますから、そちら

○坂本昭君 ただ一つ問題があるのです。薬剤師はいないが薬種商のねる、つまり八百五十二の市町村、八百五十二の地区、ここで薬種商がおりましてよ。ところが、あなたの方では保健施設を作り、救急薬と称して、あなたの方で薬をただでやるとする。そうすると、せつからくそこにある薬種商といふものは生きてこない。こういう場合に何とか、ある薬種商、そこには許された薬品がある、その薬品である程度のことはできる、もちろん指定薬品は取り扱えない、そうした場合、今の保健施設を持っていて、そしてその薬種商の仕事を妨害をするといふか……せつ

○説明員（館林宣夫君）多くの場合に、薬種商があるような場所では、毎日とはいえないまでも、定期的には、あるいは不定期には、医師が出張診療で得る余地がある場合が多いかと思います。しかし、そういうことも非常に困難であるといふような非常時に隔絶した地方で、たまたま薬種商があるといふようなときに、緊急の場合に、そういう薬種商から買った場合に、保険の何らかの対象にならぬかといふよりもお尋ねであろうかと思うわけですが、そういうようなときにも、保健施設の対象となるようになります。私どもも検討して参りたいと思いま

それから最後に、今までいろいろ  
ですが、医務局に伺いますが、このこと  
とに関連して、薬局に対して一体医療  
金融公庫からどのくらい出すおつもり  
ですか、率直に伺いたい。

かくある薬種商の仕事を生かしてこれを使うという方法、その方法と今の保健施設との関連です。これはうまく両立できますか。今のお話を聞いていろいろと、保健施設を作つてしまえば、せつなく山の中で細々とやつておつた薬種商の人方が今度は飯が食えぬということになつてきやせぬか。ここでこの間うちから論議されたことは、実は山の中あたりで、薬種商もいない、そこに特例販売業を置かなければならぬ、しかし特例販売業を置くということは原則としてよろしくない、そういういろいろとに薬を持たしてはいかぬ、そういうことはここで確認された。しかし、こういう薬種商など、ある程度試験などに受かって能力のある人、これはできるだけ使おうじゃないか、できるだけこれを生かして、国民皆保険の実をあげよう。そういう場合に、今の保健施設を持つていいって、薬種商あなたはのいってくれということでは困ると思う。だ

○坂本昭君 この資料の中には、居  
はないが、二号のあるもの、つまり薬  
種商のあるものが八百五十二カ所で、  
そのうち五カ所は無医地区なんです。  
医者がおらない。これは医者もなかなか  
かけないところだと、私はそう思  
う。従つて、今のあなたの言われたた  
とは、現実に日本全国では數カ所、場  
合によれば数十カ所具體化されてくる  
問題だと思う。この間うちからその点  
についてかなりわれわれの要望があつ  
たわけです。これは、こういう東京な  
どにおいて許されることでは決してあ  
りません。ないけれども、こういう特  
殊な場合において、せひとともこれは何  
らか具体化していただきたい。そのこと  
とは、保健施設を作ることと、それか  
らまた、こういう山の中にある薬種商  
の仕事を殺さないで、生かしてやる。  
こういう行き方を奨励するのじゃ決し  
てありませんよ。誤解しないようにして  
いただきたい。この際一つ検討して

○坂本昭君 それは、ごまかしてはいいがぬですよ。医療金融公庫の方は、目下われわれは審議中ですが、この前の資料の一端について言うと、薬局の資

○政府委員(高田浩運君) 金融公庫の方は、むしろ申し込みに応じて貸付をされますが、どの程度の額を要求しておられますか。

の問題もある、それから今の無薬局地  
区解消の問題もある、一応最後の段階  
なので、これは医務局として、あなた  
の所管のことについて大まかな説明を

○・○一一でござります。三十四年度で申しますと千七十名。そこで先に申ました卒業生の中の従事者から離脱いたしました。

大体医師の需要はこれで昭和四十年までバランスがとれる、むしろ少し過剰ぎみだということが言えるのであります。

万という資料をいただきました。それから、これはほんと薬務局長の説明された年間の新設五百カ所くらいが大体これに該当してくると思うのですね。五百カ所よりもっと多いだろうと思いますが、そうすると、五百カ所に対して年間四億くらいの資金需要がある。今度医療金融公庫は二十九億五千万元円ですから、しかもその五百カ所全員ではありますから、この前の資金需要は医務局で出されたのが百三十億程度ですから、この割合でいくと、薬局に回る金額はおそらく數千万円であろうとしか思えない。數千円で、これが薬剤師法と薬事法が新しく生まれかわって、無薬局地区をなくして新しい任務を薬剤師に負わそうといふ事が一体できるかということです。薬務局長

○坂本昭君 最後の質問ですが、どう  
するということだと思いますので、  
従つて、たとえば無医地区その他のもの  
にどの程度出るかということは、今  
後の推移によらなければ確実なところ  
はわからないわけでございます。私ども  
もとしては、銳意先般申し上げてお  
るよな趣旨で、無医地区、無薬局地  
区等については特別に考慮を払うよ  
にいたしていきたいと考えております  
ので、お話をのように、これだけの無薬  
局地区といふものを医療金融公庫のト  
うな仕組みで完全に近い形で解消する  
ことができるということは、これは私  
どもも考えていないわけであります。  
それなればこそ、たとえば今後公営機  
局等の問題も真剣に考えていかなければ  
ばならない、そういうふうに考えてお  
るわけであります。

していただき、こまかいことについての資料にもいたしますから、当委員会に一つ資料を出していただいて、きょうは、薬剤師の問題に関連して、どうも聞いておつて一つも計画性がない。それで、今の薬剤師との関連において、医師、歯科医師、看護婦について大まかな説明を、ことに今の大切な計画と関連して簡単に一つしていただきたい。

○政府委員(黒木利克君) 先般の御要請によりまして、医師、歯科医師、薬剤師等の昭和四十年までの需給計画の資料を作りまして試算をいたしておりますが、簡単に要点だけ申し上げますと、次の通りであります。

昭和三十四年度から四十年度までの医師の、医科大学を出た、卒業の予定期

職者を引きましたものが従事者の純増加になるわけですが、これが三十四年度に二千五百二十九名でござります。大体三十五年度以降もこれに近い数字でございますが、そこで次の欄に実働の医師数、これは現在実働いたしております医師がどのくらいおるか申しますと、昭和十三年の末に九万七千三百名でございます。これに先づ申しました純増加の二千五百二十名を三十四年度では加えますと、九千八百二十九名になります。各年次別にこれを純増加を加えていくわけですが、そのうち診療に従事する医師の数は、実働医師数に〇・九四九をかけたものでございまして、三四年度はそうして計算しますと、九千七百三十八名になります。一方

それから次は、歯科医師でございまして、三十四年度まで実績がございまして、三十四年度は九百二十三名の卒業予定者があります。以下四十年までに推計をいたしておりますが、大体これに近い数字でござります。そのうち国家試験を受かりまして診療に從事する者が三十四年度は八百七十七名、これは先ほど申しましたように、この卒業予定者数で〇・九五をかけております。ところが、一方、離職者が大体前年度の歯療従事者の中でも〇・〇・九がそれに相当することになります。三十四年度は三百七十九名になります。そしてまたと、以上から推計従事者、歯科医師の純増加といふものが計算できますが、たとえば三十四年度で申しますと五百

長はたまたま医療金融公庫をねらっておつて、これで無薬局地区をなくすのだと。どうも最後に金額は数千万円だった。どうもこれが幾つできるかといふことと、一体これが幾つできるかといふことですね。多分數十でしょろ。數十だったら、今の無薬局地区を解消するなんということはてんで話にもならぬ。これは私は、今医務局は検討中だと言ふけれども、私の想像するところでは、あなたの検討に従つたのでは、薬務局長が今まで言つておつたことは、おそらくみな実を結ばないと申う。薬務局長は、金融公庫についてどの程度責任を持つて推進しておられます

無禁局地区の問題、その解決についても今までおとと聞して参考をしてもら  
る。どうもわれわれとして、なるほどい  
う。それならよろしいと、まあ十年かか  
れども、十年かかれは完全に解消さ  
れるといふ、そういう見通しがつかま  
い。それからなお、薬剤師の大学卒業  
の点についても、この間うちから右五  
文部省の人とも質疑をかわしましょ  
が、総じて全体的な計画——医師、歯  
科医師、看護婦、こういうものの学校  
教育と、それからその卒業していく  
と、その卒業していく人たちがこれか  
ら四年あるいは六年の新しい医療機関で  
整備計画、その中には十三万床の増床

者数と申しますが、これは三十六年度までの在学数よりその卒業予定数を推定したのであります。以後は三十七年から四十年までは三十六年と同数と見て、大体三千四百二十名というふうに抑えました。そのうち、卒業生の中に医師として従事する者、これは国家試験を受けなければなりませんから、そこでその卒業いたした数に〇・九八四八をかけたものでござります。これが昭和三十四年度は三千五百九十八名になります。それに対しまして離退職者数と申しますが、これは三十六年度までは三十三年五月現在の在学数よりその卒業予定数を推定したのであります。以後は三十七年から四十年までは三十六年と同数と見て、大体三千四百二十名といふように抑えました。そのうち、卒業生の中に医師として従事する者、これは国家試験を受けなければなりませんから、そこでその卒業いたした数に〇・九八四八をかけたものでございます。これが昭和三十四年度は三千五百九十八名になります。

十四万床ふやすといふ計算で、需要を  
算出したとすると、昭和三十九年  
度におきましては八万七千八百十  
名が必要であります。四十年度にお  
きましては十万六千九百六十名必要で  
あります。そこで過不足が生じるわけ  
がありますが、それによりますと、昭  
三十四年度におきましては医師が六  
九百二十四名、これは過剰になります。  
す。こういふ計算でござります。  
だ、全体の診療従事中の医師数が十一  
近いものでありますから、そのうち  
六千九百二十四名というのであります  
から、七名に満たないわけでござい  
して、大した数ではございませんが、

九十八人、一方、推計診療従事者数は、  
いうものが、昭和三十三年度で三万  
千三十二名でございます。そこで、先に  
ど申しました純増加分を加えて参りま  
すと、昭和三十四年度の推計診療従事  
者数といらものが出来るわけであります  
が、これは三万一千六百三十名、四十  
年度を申しますと三万四千七百七十  
名。そこで大体医療機関整備計画とは  
直接のことは結びつきをつけると言ふと  
より、むしろ人口当たりの、歯科医師  
の一人当たりの人口の推計数としては  
のは大体三千名見当を目標にいたして  
おりますが、それによりますと、三十  
四年度が二千九百三十名、四十年度は  
二千七百七十一名ということで、大体

科医師、看護婦、こういうものの学校教育と、それからその卒業していくところ、その卒業していく人たちはこれがねら四年あるいは六年の新しい医療機関で、その中には十三万床の増床整備計画、

離職したあるいは引退する者がござ  
ります。それに対しまして離退職者、  
和三十四年度は三千五百九十八名にな  
ります。そこでその卒業いたした数に○・九八四  
をかけたものでござります。これが昭

す。こういう計算でございます。  
だ、全体の診療従事中の医師数が十一  
近いものでありますから、そのうち  
六千九百二十四名というのであります  
から、七%に満たないわけでござい  
して、大した数ではございませんが、

より、むしろ人口当たりの、歯科医の一人当たりの人口の推計数といふのは大体三千名見当を目標にいたしておりますが、それによりますと、二十四年度が二千九百三十名、四十年度は二千七百七十一名などと云ふことで、大体

歯科医師もバランスがとれるということがあります。

それから次は……。

○坂本昭君 結論だけでいいです。

○政府委員(黒木利克君) 以上のように

なことで、看護婦なりあるいは歯科技

士なり歯科衛生士の昭和四十年度の

一応需給計画を立てておりますが、資料で提出いたします。

○坂本昭君 それで、たまたま薬剤師

法並びに薬事法の改正で、今審議をしておるのですけれども、無薬局地区の

問題や無医地区の問題、そなつたもの

の、さらにそれを整備するための医療

機関整備計画、それらを総合して参り

ますと、今医務局の説明があつたよう

に、人の面でも若干医師が少し余り過

ぎるといふような点もあつたようです

が、大かた学校教育とそれから出てく

る医師、歯科医師、看護婦需給の調整

がまずそれながら進んでいつておる。

同じことは薬局の薬剤師についても計

画されなければならないと思う。それ

らの点が全般的にどうも不十分であ

る。たとえば保険局と薬務局との連繋、

そういう点が不十分なので、この際

私は、来年度からの国民皆保険をやる

上にあつてもっと基本的にこれらの

計画を立案して、場合によれば十年か

かってもいいですよ。できたらそれは

五、六年のところできたらいいのだが、もつと公表された——今のように

説明を聞いただけではわからない、

もつと根拠のある、公表された資料を作つて、そうして場合によれば例のアメリカがヒル・バートン法を作つて、

年、一九四六年に作つて、この法律のもとに基本的な病院の配置、それから

医師の配置、そなつたものを全部作つておいて、それから今度はそれに

一つしておきたい。その問題は、無医地

区を解消するという問題については、

対する予算の裏づけをこの法律で義務

づけて、そなしていなかの方に対し

て、それから次は……。

○坂本昭君 は国の負担、アメリカですから連邦の

負担をいかへ行けばよいかける。

ちょうど医療金融公庫でも利子がだい

ぶ僻地の場合とそうでない場合と違

う。そなつたことをこのヒル・バーチン法というものは基本的に作つて、

その基本の上ですと進んでいて、

十年もかかるまいが、かなりな

年数がかかつておる。日本の場合は薬

剤師法ができた、医療金融公庫法がで

きた、みんなばらばらで、それぞれは

らばらにやっておるから、いつまで

たつてもできてこない。むしろこの

際、せっかく渡邊厚生大臣就任せられ

きた、みんなばらばらで、それそれは

構想で順次計画的にやってもらわなく

りますけれども、これは特殊な僻地の地に

あります。ところが、たくさんある無医地区の

解消は、今の坂本委員が言つたよ

う。やつて、こういうお話をありまし

た。ところが、たくさんの無医地区的

努力をしてでなくて保健施設として

得てやる。巡回並びに定期的な診療所

を起こしてそれに当たつていく。また

は緊急医薬といふものを持って、保険

給付としてでなくて保健施設として連して、私はあれでいいのかと明確に

一つしておきたい。その問題は、無医地

区を解消するという問題については、

努力を一方において市町村の協力を

一つしておきたい。その問題は、無医地

区を解消するという問題については、

し上げた通りでござりますけれども、係が出てきますが、しかし、順次進んでいくときの暫定措置というものを私はとらなければならぬと思う。保健施

設はどうやっているかといふと、今統

計がありますのでお答えできません

が、私は根本的に国民皆保険を実施す

るという今日の段階においてそれで

あります。だから、その点は一つの面で

構想で順次計画的にやってもらわなく

りますけれども、やはり僻地の地に

おきましたは、市町村条例等におきま

して減免措置等も考えられるのであり

ますけれども、しかし、やはり僻地の

地の住民といえども、万一病気ででも

なりましてそして病院に入院加療する

なつて、来年から国民皆保険ができる

年ですから、渡邊法と、後世人称して

渡邊法と称するような立法をお作りに

なつて、そなして數の上においても、

予算の上においても基本的なものを出

していただき、そなして場合によれば

五年あるいは十年の間に日本の医療あ

るいは薬事全部を完成させる、一つそ

ういう心組みで私はやつていただきた

いということを切望いたしました。で、

このアメリカのヒル・バートン法の問

題については大臣は御承知ないかもし

れませんが、こういう基本法のもとに

実施していかれるというお考えはない

説明を聞いただけではわからない、

もつと根拠のある、公表された資料を

作つて、そなして場合によれば例のア

mericaがヒル・バートン法を作つて、

に沿いまして十分努力いたしました。

○藤田藤太郎君 私は、坂本委員が先

に沿いまして十分努力いたしました。

○國務大臣(渡邊良夫君) 御趣旨の線

申しました無医地区に対しましては申

し上げた通りでござりますけれども、係が出てきますが、しかし、順次進んでいくときの暫定措置といふものを私はとらなければならぬと思う。保健施

設はどうやっているかといふと、今統

計がありますのでお答えできません

が、私は根本的に国民皆保険を実施す

るという今日の段階においてそれで

あります。だから、その点は一つの面で

構想で順次計画的にやってもらわなく

りますけれども、しかし、やはり僻地の

地の住民といえども、万一病気ででも

なりましてそして病院に入院加療する

なつて、来年から国民皆保険ができる

年ですから、渡邊法と、後世人称して

渡邊法と称するような立法をお作りに

なつて、そなして數の上においても、

予算の上においても基本的なものを出

していただき、そなして場合によれば

五年あるいは十年の間に日本の医療あ

るいは薬事全部を完成させる、一つそ

ういう心組みで私はやつていただきた

いということを切望いたしました。で、

このアメリカのヒル・バートン法の問

題については大臣は御承知ないかもし

れませんが、こういう基本法のもとに

ますけれども、十分御趣旨の点は沿

ておきま

す。

○國務大臣(渡邊良夫君) ごもつとも

お説でございまして、先般来私もそ

のことは十分考

えられてお

るところ

でございま

す。

うように研究いたさせていただきま  
す。

○委員長(加藤武徳君) ちよつと速記をとめて。

速覽中止

○委員長(加藤武徳君) 速記を始め下さい。

ら、質疑は尽きたものと認める」とござ  
御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

それでは討論に入ります。御意見の  
おありの方は賛否を明らかにしてお述  
べ下さい。

べを願います。  
なお、修正意見等おありの方は討論  
中にお述べを願います。——御発言も

ないようでありますから、討論はないものと認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

のと認めます。  
それではこれより採決に入ります。

題に供します。両案を原案の通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔贊成者挙手〕

○委員長（加藤正徳君）　全会一致でござります。よって両案は、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

○高野一夫君 私は、この際、ただいま議決せられました薬剤師法案及び薬事法案に対しまして、各党各会派共同の附帯決議を付することの動議を提出いたします。

まずその案文を朗読いたします。

## 案 薬剤師法案に対する附帯決議

- (1) 本法第一条に言ふところの「薬事衛生」とは、調剤、医薬品の製造、保存、管理、試験、鑑定、販売、保存、管理、試験、鑑定、販売長等を含むほか、薬剤師がなすところの食品衛生、水質検査等環境衛生、犯罪の化学的鑑定その他の公衆衛生上の薬学的、衛生化学的行為を含むものであるとの解釈を、政府として明確にし徹底せしむべきである。

(2) 政府は、薬剤師会の法制化について検討すべきである。

次に、

(3) 薬事法案に対する附帯決議案(1) 医薬品の乱売は厳として慎むべきである。政府は、速かに各地の乱売を終結せしめるよう、極力対策を講ずべきである。

(2) 政府は、行政措置を以て医薬品の卸売業と小売業の区分を明確にして、両者の販売方法については、混乱を來たさざるよう指導し、小売商業調整特別措置法第十四条に規定する政令を以て、医薬品の指定をなし、且つ医薬品製造業者、卸売業者及び中小企業者に非ざる者がそれぞれ小売業者を行なつて、小売業者との間に經濟的紛争を起した場合については、都道府県知事が速かに小売商業調整特別措置法第十五条による調停斡旋を行なうよう、政府は、都道府県知事に強く要請すべきである。

(4) 特例販売業について、医薬品の特殊性に鑑み、極力新規の許可をなさざるよう努力し、特例販売品目は、速かに改訂し、且つその品目を極力縮め、特例販売品目を都道府県知事が指定する場合は、政府が定めたる基準の範囲内ではなさしむべきである。

(5) 「医薬部外品」については、作用極めて緩和なるもののみに限定し、本法第二条第二項の各号に挙げられたるものと雖も、医薬品と認めらるべきものは、之を医薬部外品となさざるよう、政府において十分の注意をなすべきである。

(6) 政府は、本法第二条第四項による「医療用具」には、歯科材料を含むものであることとの解釈を徹底せしめ、且つ可及的速かに、この用語の改正をなすべきもの等検討すべきである。

(7) 本法第三十九条の届出等については許可事項にすべきもの等検討すべきである。

(8) 薬局の適正配置をはかり、以て国民皆保険に協力せしめ得るよう、対策を講すべきである。

(9) 医薬品の製造発売に関して、徒然に他の製品を模倣し、宣伝広告を競うが如き現状の改善措置を講じ、特に医薬品の広告について、諸外国の例に照らし、その取締に際し嚴重なる規制をおき、且

## (10) 合成医薬品の製造方法特許申請



厚生省は格段の努力をされて、本問題に關する問題でありますから、今後

案。まず、この医薬品といふものはむやみやたらに使うものでなくして、必要に応じてのみ使用させるのがほんとうにあります。従つてまた、品質保持のことも必要であるのですから、いたずらに乱充等によつて必要以上の購買心をそそる、そういうことは敵として慎しむべきである。こういう問題でございます。従つて、しかも全国各地の乱充が今日なお政府の指導努力にもかかわらず終息しておらない、ますます蔓延激化する傾向にある。これに対する対策として、さういへば厚生省は、的確なる対策を至急に立てられたい。

また、この薬事法においてはたびたび繰り返して申し上げた通りに、卸売と小売業の区別がされておりません。しかしながら、厚生省令をもつてこの区別を明確にすること、あるいはまた、ここに書いてあります特別措置法を発動することによって卸売と小売業者とメーカーあるいは卸との紛争については、当然この十五条に基づいて知事が調停あつせんに乗り出すべきであるけれども、いまだかつてそういう例がないのである。これは厚生省がもう少し注意をされて、大阪とか、名古屋とか、あるいは福岡とか、兵庫とか、東京、至るところにあるのに、なぜ知事がこの十五条を発動しないのかという点でござります。これも厚生大臣は、今後は注意をして知事と連



第二七三七号 昭和三十五年四月二十七日受理

被傷病者のための単独法制定に関する請願

請願者 神戸市生田区中山手通二ノ一三兵庫原傷病軍人会内藤井八郎紹介議員 天埜良吉君

二ノ一三兵庫原傷病軍人会内藤井八郎紹介議員 天埜良吉君

二ノ一三兵庫原傷病軍人会内藤井八郎紹介議員 天埜良吉君

未熟児養育指導に関する請願  
日受理 請願者 東京都渋谷区穂田一ノ四社団法人日本看護協会長湯瀬ます紹介議員 横山フク君

未熟児養育指導に関する請願  
日受理 請願者 東京都渋谷区穂田一ノ四社団法人日本看護協会長湯瀬ます紹介議員 横山フク君

この請願の趣旨は、第二七三六号と同じである。

第二八六九号 昭和三十五年五月二日受理

炭鉱離職者救済対策に関する請願

豊

紹介議員 森中守義君

炭鉱離職者対策に関しては、地元地方

公共団体の実情を實察され、(一)雇用促進事業團(仮称)を設立するとも

に、長期的な見通しの上に立つて、産業別雇用計画を樹立し、計画的な配置

転換による完全雇用対策を推進することと、(二)離職者の諸対策に要する地方

公共団体の負担を軽減するため、イ、

緊急就労対策事業費の五分の一負担に

ついては、特別の起債をもつて充当

し、その償還は特別交付税により措置すること、ロ、特別職業訓練に要する経費については、補助率を五分の四に引き上げること、ハ、国庫補助金の早期交付の措置をとること、等の実現を図ること、(三)失業多発地域における公共事業(昭和三十五年度分)を早急に決定すること、等の適切な措置を講ぜられるとともに、緊急就労対策事業の推進、特別職業訓練の推進、広域職業紹介の促進、職業安定機関職員並びに機動力の拡充、石炭鉱業所在地方公共団体に対する地方交付税の特別措置等

についても万全の策を講ぜられたいとの請願。

港湾労働者の雇用安定に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 日雇港湾労働者の登録、指定及び雇用等(第三条)

第三章 不就業手当及び費用の負担(第十二条・第二十六条)

第四章 港湾労働委員会(第二十一条)

第五章 雑則(第二十八条・第三十六条)

第六章 則則(第三十七条・第四十条)

附則  
第一章 総則  
(この法律の目的)

第一条 この法律は、港湾における労働の特殊性にかんがみ、日雇港湾労働者の資質を向上し、その就業の機会を確保し、及び不就業手当を支給すること等により、日雇港湾労働者の生活の安定と労働能率の向上に資するとともに、港湾労働者の適正な充足を図ることを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律で「港湾」とは、政令で指定する港湾(その水域は、政令で定めるものとし、これに接続する湖川の政令で定める区域を含む。)をいう。  
2 この法律で「港湾運送事業」とは、港湾運送事業法(昭和二十六年法律第二百六十一号)第三条第一号から第六号までに掲げる港湾運送事業をいう。

五月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。  
一、港湾労働者の雇用安定に関する法律案(衆)

3 この法律で「事業主」とは、港湾運送事業を営む者をいう。

4 この法律で「港湾労働者」とは、港湾において港湾運送事業に従事する労働者をいい、「常用港湾労働者」とは、日雇港湾労働者をいい、「日雇港湾労働者」とは、次の各号の一に該当する港湾労働者をいう。

一 日雇用される者

二 二箇月以内の期間を定めて雇用される者

三 当該港湾においてもつばら港

4 登録のまつ消を請求したとき。

5 登録のまつ消を請求したとき。

6 登録のまつ消を請求したとき。

7 登録のまつ消を請求したとき。

8 登録のまつ消を請求したとき。

9 登録のまつ消を請求したとき。

10 登録のまつ消を請求したとき。

11 登録のまつ消を請求したとき。

12 登録のまつ消を請求したとき。

13 登録のまつ消を請求したとき。

14 登録のまつ消を請求したとき。

15 登録のまつ消を請求したとき。

16 登録のまつ消を請求したとき。

17 登録のまつ消を請求したとき。

18 登録のまつ消を請求したとき。

19 登録のまつ消を請求したとき。

20 登録のまつ消を請求したとき。

21 登録のまつ消を請求したとき。

22 登録のまつ消を請求したとき。

23 登録のまつ消を請求したとき。

24 登録のまつ消を請求したとき。

25 登録のまつ消を請求したとき。

26 登録のまつ消を請求したとき。

27 登録のまつ消を請求したとき。

28 登録のまつ消を請求したとき。

29 登録のまつ消を請求したとき。

30 登録のまつ消を請求したとき。

31 登録のまつ消を請求したとき。

32 登録のまつ消を請求したとき。

33 登録のまつ消を請求したとき。

34 登録のまつ消を請求したとき。

35 登録のまつ消を請求したとき。

36 登録のまつ消を請求したとき。

37 登録のまつ消を請求したとき。

38 登録のまつ消を請求したとき。

39 登録のまつ消を請求したとき。

40 登録のまつ消を請求したとき。

41 登録のまつ消を請求したとき。

42 登録のまつ消を請求したとき。

43 登録のまつ消を請求したとき。

44 登録のまつ消を請求したとき。

45 登録のまつ消を請求したとき。

46 登録のまつ消を請求したとき。

47 登録のまつ消を請求したとき。

48 登録のまつ消を請求したとき。

49 登録のまつ消を請求したとき。

50 登録のまつ消を請求したとき。

51 登録のまつ消を請求したとき。

52 登録のまつ消を請求したとき。

53 登録のまつ消を請求したとき。

54 登録のまつ消を請求したとき。

第四条 地方港湾労働委員会は、登録港湾労働者が次の各号の一に該当する場合においては、当該登録をまつ消しなければならない。  
一 死亡したとき。  
二 登録のまつ消を請求したとき。  
三 当該港湾においてもつばら港湾運送事業に従事する意思を有しなくなつたと認められるとき。  
四 心身の故障により港湾運送事業に従事するのに適しなくなつたとき。  
五 他の登録のまつ消があつた場合において、その者の請求があつたときは、その者の氏名、生年月日、住所その他労働省令で定める事項を日雇港湾労働者登録簿に登録しなければならない。  
六 一もつばら港湾運送事業に従事する意思を有すること。  
二 港湾運送事業に従事するのに適していいること。  
三 第一項に規定する日雇港湾労働者登録簿は、港湾ごとに調製するものとし、同項に規定する登録を申請しなければならない。  
4 第一項に規定する日雇港湾労働者登録簿は、港湾ごとに調製するものとし、同項に規定する登録を申請しなければならない。  
5 中央港湾労働委員会は、港湾及び政令で定める業務の種類ごとに、当該港湾における港湾運送事業の合理的、総合的運営に必要な港湾労働者の定数を決定しなければならない。  
6 あると認めるときは、前項の規定により決定された定数を変更することができる。  
7 前二項の規定による港湾労働者の定数は、当該港湾における港湾運送事業を営む者を登録するときに行なるものとする。  
8 地方港湾労働委員会は、第一項の規定による登録をしたときは、

労働力の需要の状況その他の事情を考慮して定めるべきものとする。

4 中央港湾労働委員会は、第一項又は第二項の規定による決定又は変更をしようとするときは、あらかじめ、関係地方港湾労働委員会の意見を聞かなければならぬ。

5 中央港湾労働委員会は、第一項又は第二項の規定による決定又は変更をしたときは、遅滞なく、決定又は変更された定数を公示しなければならない。

(日雇港湾労働者の指定)

第六条 地方港湾労働委員会は、港湾及び前条第一項の政令で定める業務の種類ごとに、常用港湾労働者の数が同条第一項又は第二項の規定による定数に満たないときは、当該満たない数の港湾労働者を当該港湾における登録港湾労働者の中から指定しなければならない。

この場合においては、港湾運送事業に従事した経験の有無、当該経験年数その他的事情を考慮して、港湾運送事業に従事するのに最も適していると認められる者から、順次、指定すべきものとする。

2 第三条第四項の規定は、前項の規定による指定をした場合に準用する。

(指定の失効及び取消し)

第七条 前条第一項の規定により指定を受けた日雇港湾労働者(以下「指定港湾労働者」という)が死亡したとき、又は指定港湾労働者に係る第三条第一項の登録がまつ消

されたときは、その者の指定は、その効力を失う。

地方港湾労働委員会は、指定港湾労働者が次の各号の一に該当する場合には、当該指定港湾労働者の指定を取り消さなければならない。

2 長期間にわたり港湾運送事業に従事しないとき。

3 第五条第二項の規定による変更に基づき、港湾労働者の定数が減少したとき。

3 第三条第四項の規定は、前二項の規定による指定の失効又は取消しがあった場合に準用する。ただし、第一項の規定による指定の失効の場合においては、当該日雇港湾労働者に対する通知は、しなくてもよい。

(雇用すべき日雇港湾労働者及びその順位)

第八条 事業主は、日雇港湾労働者を雇用しようとするときは、労働省令の定めるところにより、公共職業安定所が第九条の規定により紹介した者の中から、指定港湾労働者、指定港湾労働者以外の登録港湾労働者(登録港湾労働者以外の港湾労働者の順位により、雇用しなければならない。

(港湾労働者の紹介)

第九条 公共職業安定所は、求職者に対し、日雇港湾労働者として港湾運送事業に係る職業を紹介する場合においては、労働省令の定めるところにより、前条に規定する順位によりこれを紹介しなければならない。

(常用港湾労働者を雇用し、又は解雇した場合の届出)

第十条 事業主は、港湾労働者を常用港湾労働者として雇用し、又は常用港湾労働者を解雇したときは、その雇用し、又は解雇した者

の氏名その他の事項を当該地方港湾労働委員会に届け出なければならない。

(政令への委任)

第十一條 この章に規定するもののほか、登録の請求、登録の手続、登録のまつ消、日雇港湾労働者登録簿、登録若しくはそのまつ消又は指定港湾労働者の指定の取消しに關する処分に対する不服の申立てその他の日雇港湾労働者の登録及び指定に関必要な事項は、政令で定める。

第三章 不就業手当及び費用の負担

(不就業手当の支給要件)

第十二条 政府は、港湾運送事業につき、指定港湾労働者が労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態(以下「不就業」という)にある場合においては、不就業手当を支給する。

第十三条 前条の規定に該当する者(以下「受給資格者」という)は、不就業手当の支給を受けるには、労働省令の定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、不就業の認定を受けなければならない。

2 不就業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において行なわれる。

て、指定港湾労働者が第六条第二項において準用する第三条第四項の規定により通知を受けた日の翌日以後の日について行なうものとする。

(不就業手当の日額)

第十四条 不就業手当の日額は、受給資格者の平均賃金日額に百分の六十を乗じて得た額を基準とし、労働大臣が定める不就業手当金額表における受給資格者の平均賃金日額の属する賃金等級に応じて定められた金額とする。ただし、六百円をこえることができない。

(平均賃金日額)

第十五条 前条の平均賃金日額は、不就業の認定を受けた日分ごとに、その日の属する月前一箇月間において、受給資格者が港湾運送事業に従事することにより支払われた賃金(失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第四条の賃金をいう。以下同じ。)の総額(労働基準法(昭和二十二年法律第十九号)第二十六条の手当及び同法第三十九条第四項の規定により同法第百四十六号)第四条の賃金をいう。以下同じ。)の総額(労働基準法(昭和二十二年法律第十九号)第二十六条の手当及び同法第三十九条第四項の規定により同法第百四十六号)第四条の賃金をいう。以下同じ。)を当該賃金の総額の基礎となつた労働した時間数で除して得た額に、八を乗じて得た額とする。

(支給の制限)

第十六条 不就業手当は、毎月につき、受給資格者が港湾運送事業に係る職業に就いた日数と不就業の認定を受けた日数とを合計した日数が二十五日をこえる場合は、そのこえる日分について

は、支給しない。

(給付日数)

第十七条 受給資格者が公共職業安定所の紹介する港湾運送事業に係る職業に就くことを拒んだときは、その日から通算して七日間は、不就業の認定及び不就業手当の支給は、これを行なわない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 紹介された職業が受給資格者の能力から見て不適当と認められるとき。

二 就職先の賃金が同一港湾における同種の業務及び技能について行なわれる一般の賃金水準に比べて、不當に低いとき。

三 その他正当な理由があるとき。

2 受給資格者が、詐欺その他の不正な行為によつて、不就業手当の支給を受け、又は受けようとしたときは、不就業手当を支給しない。この場合において、政府は、不就業手当の支給を受けた者又はその相続人に對し、当該支給金額

に相当する金額の返還を命ずることができる。

(支給方法)

第十八条 不就業手当は、公共職業安定所において、不就業の認定を行なつた日に、当該日分を支給する。

(負担金の徴収)

第十九条 政府は、不就業手当の支給に要する費用に充てるため、事業主から負担金を徴収する。

2 負担金額は、毎月につき、事業主がその雇用する日雇港湾労働者に支払った賃金の総額に千分の百の範囲内で政令で定める率を乗じて得た額とする。

(負担金の納付)

第二十条 事業主は、毎月前条の規定による負担金を翌月末日までに納付しなければならない。

2 政府は、納入の告知をした負担金額が当該納付義務者が納付すべき負担金額をこえていることを知つたとき、又は納付した負担金額が当該納付義務者が納付すべき負担金額をこえていることを知つたときは、そのこえている部分に関する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の月の翌月から三箇月以内の期日に納付されるべき負担金について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。

3 前項の規定によつて、納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなしたときは、政府は、その旨を当該納付義務者に通知しなければならない。

(負担金の繰上徴収)

第二十一条 負担金は、次の各号に掲げる場合においては、納期前であつても、すべて徴収することができる。

一 納付義務者が次の各号の一に該当する場合

イ 國税、地方税その他の公課の滞納によつて、滞納処分を受けたとき。

ロ 強制執行を受けるとき。

ハ 破産の宣告を受けたとき。

二 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

三 法人たる納付義務者が解散をした場合

四 事業主がその當む港湾運送事業を廃止した場合

五 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができる。この場合には、政府は、徵収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

(延滞金)

第二十二条 負担金を滞納する者があるときは、政府は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 ただし、前条の規定により負担金を徴収するときは、この限りでない。

3 前項の規定によつて督促をしようとするときは、政府は、納付義務者に対して、督促状を発する。

4 政府は、納付義務者が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

5 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。ただし、前条各号の一に該当する場合は、この限りでない。

6 前項の規定によつて督促をしようとするときは、政府は、納付義務者に対する督促状を発する。

7 前項の規定によつて督促をしようとするときは、政府は、納付義務者に対する督促状を発する。

8 前項の規定によつて督促をしようとするときは、政府は、納付義務者に対する督促状を発する。

若しくはその者の財産所在地の市町村(特別区を含む。以下同じ。)

に対しても、その処分を請求することができる。

一 第二項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに負担金を納付しないとき。

二 前条各号の一に該当したことにより納期を繰り上げて負担金納入の告知を受けた者がその指定の期限までに負担金を納付しないとき。

三 延滞金を計算するにあたり、負担金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 督促状に指定した期限までに負担金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が百円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

5 延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

6 延滞金を計算するにあたり、負担金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

7 延滞金を計算するにあたり、負担金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

8 延滞金を計算するにあたり、負担金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

9 延滞金を計算するにあたり、負担金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

10 延滞金を計算するにあたり、負担金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

11 延滞金を計算するにあたり、負担金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

12 延滞金を計算するにあたり、負担金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

13 延滞金を計算するにあたり、負担金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

14 延滞金を計算するにあたり、負担金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

15 延滞金を計算するにあたり、負担金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

16 延滞金を計算するにあたり、負担金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

17 延滞金を計算するにあたり、負担金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

18 延滞金を計算するにあたり、負担金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

19 延滞金を計算するにあたり、負担金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

ないため、公示送達の方法によつて督促したとき。

2 前項の場合において、負担金額の一部につき納付があつたとき(以下「労働者委員」という。)各回数をもつて組織する港湾労働委員会と

は、その納付の日以後の期間に係けた者がその指定の期限までに負担金を納付しないとき。

3 延滞金を計算するにあたり、負担金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 中央港湾労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各七人をもつて組織し、地方港湾労働委員会は、政令で定めるところにより、使用者委員、労働者委員及び公益委員各五人又は三人をもつて組織する。

5 使用者委員は、事業主の団体の順位は、國税及び地方税に次ぐものとする。

6 公益委員は、使用者委員は、推薦に基づいて、労働者委員は、主として港湾労働者をもつて組織する労働組合の推薦に基づいて、公益委員は、使用者委員及び労働者委員は、使用者委員を得て、労働大臣が任命する。

7 港湾労働委員会の委員は、非常勤とする。

8 港湾労働委員会の委員は、政令の定めるところにより、手当及び職務を行なうために要する費用の弁償を受けることができる。

9 前項の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

(港湾労働委員会)

第四章 港湾労働委員会

第二十七条 労働省に、この法律の規定によりその権限に属せら

れた事務を行なうため、事業主を代表する者(以下「使用者委員」という。)、港湾労働者を代表する者(以下「労働者委員」という。)及び公益を代表する者(以下「公益委員」という。)各回数をもつて組織する港湾労働委員会を置く。

2 港湾労働委員会は、中央に置かれる中央港湾労働委員会及び地方に置かれる地方港湾労働委員会とする。

3 地方港湾労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各七人をもつて組織し、地方港湾労働委員会と

は、その納付の日以後の期間に係けた者がその指定の期限までに負担金を納付しないとき。

4 中央港湾労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各五人又は三人をもつて組織する。

5 使用者委員は、事業主の団体の順位は、國税及び地方税に次ぐものとする。

6 公益委員は、使用者委員は、推荐に基づいて、労働者委員は、主として港湾労働者をもつて組織する労働組合の推薦に基づいて、公益委員は、使用者委員及び労働者委員は、使用者委員を得て、労働大臣が任命する。

7 港湾労働委員会の委員は、非常勤とする。

8 港湾労働委員会の委員は、政令の定めるところにより、手当及び職務を行なうために要する費用の弁償を受けることができる。

9 前項の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

(港湾労働委員会)

第四章 港湾労働委員会

第二十七条 労働省に、この法律の規定によりその権限に属せら

10 この章に規定するもののほか、港湾労働委員会に関する必要な事項は、政令で定める。

### 第五章 雜則

#### (不就業手当の支給に関する審査の請求)

第二十八条 不就業手当の支給に関する処分に不服のある者は、失業保険法第四十条第一項の失業保険審査官の審査を請求し、その決定に不服のある者は、同条の労働保險審査会に再審査を請求することができる。

#### 2 失業保険法第四十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

#### (負担金等に関する訴願)

第二十九条 負担金その他この法律の規定による徴収金に関する政府の処分に不服のある者は、労働大臣に訴願することができる。

#### (時効)

第三十条 負担金その他この法律による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び不就業手当の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

#### (負担金等の記入)

#### (手帳に記入すべき余白があるときは、この限りでない。)

おいて、記入すべき余白があるときは、この限りでない。

#### (手帳の様式及び交付その他の手帳に因して必要な事項は、労働省令で定める。)

#### (不就業手当の支給に関する審査の手帳)

第三十一条 指定港湾労働者は、労働省令の定めることにより、地方港湾労働委員会から指定港湾労働者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けなければならぬ。

#### 2 前項の規定により当該職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す記票を携帯し、関係

い。ただし、すでに手帳の交付を受け、これを所持している場合における、記入すべき余白があるときは、この限りでない。

#### (手帳の様式及び交付その他の手帳に因して必要な事項は、労働省令で定める。)

#### (賃金額等の記入)

#### (手帳に記入すべき余白があるときは、この限りでない。)

#### (手帳の様式及び交付その他の手帳に因して必要な事項は、労働省令で定める。)

者にこれを提示しなければならない。

#### (失業保険法との関係)

#### (失業保険法の規定は、指定港湾労働者には適用しない。)

#### (命令の制定)

#### (この法律に基づいて発する命令は、その草案について、中央港湾労働委員会の意見を聞いて、これを制定する。)

#### (第六章 償則)

#### (施行期日)

#### (第一条 この法律の施行期日は、各規定期につき、公布の日から起算して一年をこえない期間内において政令で定める。)

#### (第二条 第六条の規定施行の際現に常用港湾労働者を雇用している事業主は、労働省令の定めるところにより、同条の規定施行の日から五日以内に、その雇用する常用港湾労働者の氏名その他の事項を当該地方港湾労働委員会に届け出なければならない。

#### (第三条中「受入金」の下に「雇用安定法による事業主負担金」を、「保険金」の下に「雇用安定法による不就業手当」を加える。)

#### (第四条 失業保険特別会計法(昭和二十二年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。)

#### (第五条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。)

#### (第六条 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。)

#### (第七条 第二条第一項の表の労働省の職員会議会に改める。)

#### (第八条 第二条第一項の表の労働省の職員会議会に改める。)

#### (第九条 第二条第一項の表の労働省の職員会議会に改める。)

#### (第十条 第二条第一項の表の労働省の職員会議会に改める。)

#### (第十二条 第二条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。)

#### (第十三条 第二条第一項の規定に違反して記入をせず、又は虚偽の記入をしたとき。)

#### (第十四条 第二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。)

#### (第十五条 第二条第一項の規定によると認めるとときは、事業主に報告をさせ、又は当該職員をしてその事務所に立ち入り、関係者に対して質問し、若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査せることができる。)

#### (第十六条 第二条第一項の規定により当該職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す記票を携帯し、関係

二 第三十四条第一項の規定による当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をされたり、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

#### (他の法律の一部改正)

#### (第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関与して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本多の罰金刑を科する。)

#### (附 則)

#### (施行期日)

#### (第一条 この法律の施行期日は、各規定期につき、公布の日から起算して一年をこえない期間内において政令で定める。)

#### (第二条 第六条の規定施行の際現に常用港湾労働者を雇用している事業主は、労働省令の定めるところにより、同条の規定施行の日から五日以内に、その雇用する常用港湾労働者の氏名その他の事項を当該地方港湾労働委員会に届け出なければならない。

#### (第三条中「受入金」の下に「雇用安定法による事業主負担金」を、「保険金」の下に「雇用安定法による不就業手当」を加える。)

#### (第四条 失業保険特別会計法(昭和二十二年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。)

#### (第五条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。)

#### (第六条 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。)

#### (第七条 第二条第一項の表の労働省の職員会議会に改める。)

#### (第八条 第二条第一項の表の労働省の職員会議会に改める。)

#### (第九条 第二条第一項の表の労働省の職員会議会に改める。)

#### (第十条 第二条第一項の表の労働省の職員会議会に改める。)

#### (第十二条 第二条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。)

#### (第十三条 第二条第一項の規定に違反して記入をせず、又は虚偽の記入をしたとき。)

#### (第十四条 第二条第一項の規定によると認めるとときは、事業主に報告をさせ、又は当該職員をしてその事務所に立ち入り、関係者に対して質問し、若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査せることができる。)

#### (第十五条 第二条第一項の規定により当該職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す記票を携帯し、関係

三条 第三章の規定施行の日から政令で定める日までにおける不就業手当の支給に要する費用は、第十九条の規定にかわらず、国庫が負担する。

#### (他の法律の一部改正)

#### (第四条 失業保険特別会計法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。)

#### (第五条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。)

#### (第六条 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。)

#### (第七条 第二条第一項の表の労働省の職員会議会に改める。)

#### (第八条 第二条第一項の表の労働省の職員会議会に改める。)

#### (第九条 第二条第一項の表の労働省の職員会議会に改める。)

#### (第十条 第二条第一項の表の労働省の職員会議会に改める。)

#### (第十二条 第二条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。)

#### (第十三条 第二条第一項の規定に違反して記入をせず、又は虚偽の記入をしたとき。)

#### (第十四条 第二条第一項の規定によると認めるとときは、事業主に報告をさせ、又は当該職員をしてその事務所に立ち入り、関係者に対して質問し、若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査せることができる。)

#### (第十五条 第二条第一項の規定により当該職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す記票を携帯し、関係

#### 〔計〕 一一、八〇五人」を「計

三、九「八人」に、同表の合計の項中「合計」六八七、四五四人を「合計」六八七、五六七人に

改め  
る。

の項中「合計 六八七、四五四人  
を「合計 六八七、五六七人」に  
改める。

4 港湾労働委員会の組織、所掌事務及び権限は、港湾労働者の雇用安定に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

# 労働組合法の一部を改正する法律案

の推薦については、なお従前の例による。

第七条 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次

八条 国等の債権債務等の金額の  
端数計算に関する法律(昭和二十

百七十四号) の一部を次のように改正する。

のよみは西正次

五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二十一項後段中「第五項」を「第七項中「労働組合」とあ

四十一の二 港湾労働者の雇用  
安定に関する法律(昭和三十五年法律第五号)に基づいて、不就業手当を支給する  
こと。

四十一の三 港湾労働者の雇用  
安定に関する法律に基づいて、

法（昭和二十二年法律第百四十六号）第三十六条を、失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第三十六条及び港湾労働者の雇用安定に関する法律（昭和三十五年法律第百四十六号）第二十三条第一項本文に改める。

四十一の三 港湾労働者の雇用安定に関する法律に基づいて、前号の支給に因し負担全額を徴収すること。

第十条第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 不就業手当の支給に因

法律第  
二十三  
号) 第二  
十三条第一項  
本文」に改める。  
九  
条 労  
働  
保  
險  
審  
査  
會  
法  
(昭和三十  
一年法律第  
百二十  
六號) の一部を次  
のよう  
に改  
正  
す  
る。

第十条第一項第八号中「失業保

中「第四十条第一項」の下に「及び  
港湾労働者の雇用安定に関する法

用安定に関する法律」を加える。

律(昭和二十五年法律第  
二十八条)を加える。

「失業保険法（これに基づく命令を含む）」を

第二十五条「失業保険法第四十条第一項」を、失業保険法

に関する法律（これに基づく命令

雇用安定に関する法律第二十八

第二十一条第一項中「公共企業体等  
等労働委員会」を「酒類業等労働委員会」に改め、同条に次の  
会」に加える。

第三十六条中「及び失業保険制度」を「失業保険制度及び指定制度」に改める。

昭和三十五年五月二十三日印刷

昭和三十五年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局